

目 次

学園の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
I 学校の教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・	6
II 本年度に定めた重点的に取り組む事が必要な目標・計画・・・・・・・・	6
1. 職業実践専門課程に係る取組み・・・・・・・・	6
2. カリキュラムの見直しとシラバスの精査・・・・・・・・	8
3. 教職員の研修及び人員確保への取組み・・・・・・・・	9
III 評価項目の達成及び取組状況	
基準1 教育理念・目的・育成人物像等 ・・・・・・・・	10
1-1 理念・目的・育成人物像は定められているか	
1-2 学校における職業教育の特色は何か	
1-3 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか	
1-4 学校の理念・目的・育成人物像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか	
基準2 学校運営 ・・・・・・・・	14
2-5 目的等に沿った運営方針は定められているか	
2-6 運営方針に沿った事業計画が定められているか	
2-7 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか	
2-8 人事、給与等に関する規定等は整備されているか	
2-9 教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか	
2-10 運業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか	
2-11 運教育活動に関する情報公開が適切になされているか	
2-12 情報システム化による業務効率化は図られているか	
基準3 教育活動 ・・・・・・・・	18
3-13 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方法等が策定されているか	
3-14 教育理念、育成人物像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか	
3-15 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか	
3-16 キャリア教育・実践的職業教育の視点に立った教育方法・カリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか	
3-17 関連分野の企業・関係施設等や業界団体との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか	
3-18 関連分野における実践的職業教育(産学連携によるインターンシップ実技・実習等)が体系的に位置づけられているか	
3-19 授業評価の実施・評価体制はあるか	
3-20 職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか	

3-21	成績評価・単位認定、進級、卒業判定の基準は明確になっているか	
3-22	資格取得に関する指導体制は、カリキュラムの中で体系的に位置づけられているか	
3-23	人材育成目標も達成する為に必要な要件を整えた教員を確保しているか	
3-24	関連分野における業界等との連携において優れた教員を確保するマネジメントが行われているか	
3-25	関連分野における先端的な知識・技能を習得する為の研修や教員の指導力育成など資質向上の為の取組みがおこなわれているか	
3-26	職員の能力開発の為の研修等が行われているか	
基準 4	教育成果	25
4-27	就職率の向上が図られているか	
4-28	資格取得率の向上が図られているか	
4-29	退学率の低減が図られているか	
4-30	卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか	
4-31	卒業後のキャリア形成への効果を把握し、学校の教育活動の現場に活用されているか	
基準 5	学生支援	28
5-32	進路・就職に関する支援体制は整備されているか	
5-33	学生相談に関する体制は整備されているか	
5-34	学生の健康管理を担う組織体制はあるか	
5-35	学生に対する経済的な支援体制は整備されているか	
5-36	課外活動に対する支援体制は整備されているか	
5-37	学生の生活環境への支援は行われているか	
5-38	保護者とは適切に連携しているか	
5-39	卒業生への支援体制はあるか	
5-40	高等学校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組みは行われているか	
基準 6	教育環境	33
6-41	施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか	
6-42	学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等については十分な教育体制を整備しているか	
6-43	防災に対する体制は整備されているか	
6-44	教育活動中の安全対策について整備されているか	
基準 7	学生の募集と受け入れ	35
7-45	学生募集活動は、適正に行われているか	
7-46	学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか	
7-47	学納金は妥当なものとなっているか	
基準 8	財務	37
8-48	中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか	
8-49	予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか	
8-50	財務について会計監査が適正に行われているか	
8-51	財務情報公開の体制は整備されているか	

基準 9 法令等の遵守 39

- 9-52 法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか
- 9-53 個人情報に関し、その保護の為の対策がとられているか
- 9-54 自己点検評価の実施と問題点の改善を行っているか
- 9-55 自己点検評価結果を公開しているか

基準 10 社会貢献 42

- 10-56 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
- 10-57 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか

基準 11 国際交流 43

- 11-58 国際交流を実施出来ているか
- 11-59 留学生の受入れ、派遣について戦略を持って行っているか

学園の現況

(1) 学校名及び設置者

学校名 : 学校法人 窪田学園 窪田理容美容専門学校
 設置者 : 理事長 窪田多美子
 校長 : 校長 中村 雅江

(2) 所在地及び認可年月日（各所轄庁）

所在地 : 東京都中野区中野 4 丁目 11 番 1 号

設立認可 : 昭和 25 年 1 月 20 日
 指定認可 : 昭和 25 年 4 月 10 日
 学校法人認可 : 昭和 47 年 10 月 27 日
 専修学校認可 : 昭和 51 年 9 月 3 日

(3) 沿革と特色

東京公衆衛生技術学校として厚生大臣（現厚生労働大臣）から指定を受け、創立者である窪田金一郎先生が示された建学の精神、「理容師・美容師としての専門の学理と技術を授け、公衆衛生の発展に寄与できる心身とも健全な社会人を育成することにより、変化激しい現代社会に即応するために、世界的な視野から創造力を学び、自主性の確立に不撓不屈の精神を涵養することを重点とする」を掲げ、昭和 25 年 4 月に東京都中野区で開校した。

本学の歴史は理容師法・美容師法が制定され、日本における公衆衛生の制度化と共に歩んできた学校である。開校当初から学校敷地内に学生寮を併設し、全国から技術を学びに来る学生達への環境づくりを徹底し、現在に至ってもその精神は受け継がれている。

昭和 51 年には、同法人の専修学校認可に併せて、現学校名「窪田理容美容専門学校」に改称した。

本分野はファッション・トレンドという公衆衛生を取り巻く、激しい時代の流れの中で、最先端の施設や設備を整え、常に最新の技術を学べる環境づくりを行ってきた。その結果、業界を代表する卒業生や各コンテストでも高い評価を受ける多くの人材を輩出してきた。それらの卒業生達は、今の日本の理容・美容業界を支えてきた人材とも言い得るし、現在でも関係業界および地域社会の発展に寄与できる職業人を実践的に養成・輩出している。創立以来、卒業生は延べ 3 万 5 千人を越え、理美容業界から高い信頼を得るに至っている。また開校以来、徹底した躰教育を実践している学校という評価も得ている。

I 学校の教育目標

本学の教育目標は「理容・美容の職業教育を通しての文化人たる教養と人格を培い良き社会人を造ることを教育方針とし、勉学に適した教育的な環境を完備した施設により優秀な専門の教師陣容を整え懇切丁寧に指導する」と定めており、校訓として「忍耐・創造・独立」を掲げている。これらの教育目標を活かす形で新たなスローガン「人に幸せを与え、ともに幸せになろう」と定めている。具体的な教育目標に掲げている能力向上は以下の通りである。

- ① コミュニケーション能力
- ② 協調性・調和性を重んじ、問題解決する能力
- ③ 向上心と技術力
- ④ 人間的魅力

これらの能力は、理容・美容業に携わる全ての者に求められており、資格取得だけでなく、「業」に携わる際には身に付けておく必要があると考える。資格取得だけの養成学校ではなく、同業界で活躍できる素養と実践力を身に付けさせる事が、理念と整合性のある教育目標と考えている。

これらの実現の為には、従来から行われている産学連携による職業教育および、社会人教育において確実に求められるキャリア教育を融合させ、本学の目標とも整合性の取れた教育システムの構築が不可欠である。全ての学科に共通してシステムを構築させる必要があり、それらを修了した全学生が理容・美容業界で一生涯、活躍できる人材育成を目標とする。

II 本年度に定めた重点的に取り組むことが必要な目標・計画

平成 30 年度に定めた重点的強化項目として、1. 職業実践専門課程に係る取組み 2. カリキュラムの見直しとシラバスの精査 3. 教職員の研修及び人員の確保への取組み、3 点に特化して目標・計画を組み立てた。

1. 職業実践専門課程に係る取組み

平成 29 年度も、平成 25 年 8 月 30 日に告示された「職業実践課程」を受け、本学でも申請の対象となる学科に対し、文部科学省からの通達の元、下記の体制を整えた。また、2020 年 4 月から実施予定の高等教育の修学支援新制度の要件である実践的バランスの取れた教育の推進も視野に入れ取り組んでいる。また各ポリシー策定についても公表すべきポリシーを明文化する為の準備を 2020 年に向けて進めている。

(1) 企業と連携している科目の確認

- ・本学は、理容師・美容師養成施設であり、国家資格を受験する為に必要な法定科目の中に何十年も前から企業連携している科目が必修となっている為、その科目と今回の職業実践専門課程における企業連携科目の整合性を確認。
- ・連携している企業との業務提携を結ぶ契約の締結

(2) 教育課程編成委員会の設置

- ・対象となる学科それぞれに設置し、実践的な職業教育を実施する為のカリキュラム策定を主な役割とし、カリキュラム編成に係る授業内容やその進め方などを検討する目的の委員会の発足。
- ・教育課程編成委員規程の作成
- ・委員会を構成する委員の選定及び就任依頼

- ・委員会の実施（毎年9月と3月）

(3) 教員の研修

- ・教員研修の予定表作成および研修実績の報告取りまとめ
- ・企業等と連携した研修の実施
- ・企業と連携した研修の選定・企画
- ・30年度の法改正に向けての指導内容の把握と指導力の強化

(4) 学校関係者評価の実施と委員会設置

- ・学校関係者評価は、卒業生、保護者、関連した企業・団体など学校を取り巻く各関係者で編成された委員会から学校自体の評価を受け、その意見を学校運営に取り入れ、環境を整備していく事を目的とするものである。学校関係者委員会の発足。
- ・委員会を構成する委員の選定及び就任依頼
- ・委員会の実施（毎年9月と3月）
- ・学校関係者評価報告書の公開

(5) 各申請様式および学校情報の公開

- ・職業実践専門課程の承認の為に必要な申請情報をホームページに公開
- ・学校の財務情報を公開
- ・各ポリシー（ディプロマ・カリキュラム・アドミッション等）を公表・周知準備

評価項目	適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
職業実践専門課程に係る取組みは十分に行われたか	④	3	2	1

① 課題

- ・職業実践専門課程に認定され、6年目を迎え、専門職大学の創設など、第三評価にシフトしてきている為、昨年に引き続き、本学園も準備の可否が問われていると把握している。
実務実習を実施した事で企業から教育の成果を承認頂いたことは大きな成果に繋がったが、モラルや主体性に於いてバランスの取れた指導と統一性が課題となっている。

② 今後の改善方策及び計画

- ・教育課程編成委員会と本学園教職員による意見交換により、実務実習に於いては、想像以上にモラルの徹底が要されていた。また、学生の主体性も大きな課題となっており、それを踏まえた教員の研修に注力していく。
また、教員の指導目的の明確化、学生の授業に対する内容の把握や到達目標の設定を明確にする為にシラバスの可視化に努めていく。
- ・次年度に向け各ポリシーの草案を含めて準備していく。

③ 特記事項

- ・特になし

2. カリキュラムの見直しとシラバスの精査

平成 29 年度には技術の到達に対してカリキュラムに準じた総合的な教育計画をたて、データ分析に努めた事で教員の資格取得の意識が高められた。また、実務実習に向けた主体性各科目の統合性の認識が不足していた。また、目標達成に向けてよりスマート化した授業の展開が必要であることから、カリキュラムの見直しとシラバスの精査に努めた。

I. 理容学科（職業実践専門課程認定学科）

理容学科では2年次が旧法、1年次が新法という体制で例年の流れと異なる中、国家試験、認定エステティシャン等、資格取得に成果を上げることが出来た。実務実習に於いては企業から高い評価を得ているが、企業が求めている事と指導の内容に誤差が生じていたので、カリキュラムの見直し、シラバスを精査した事で授業の目的を明確にした。しかし、学生は、授業に於ける目的や到達に向けた流れを把握しているが、評価に対しての意識が薄いため、次年度は各科目の評価を把握させることで合理的に到達させていく必要がある。

II. 美容学科（職業実践専門課程認定学科）

2年次が旧法の流れで、昨年同様、各資格試験・国家試験の合格率の向上に努めた。1年次は新カリキュラムにより、実習時間の充実を図り技術力、人間力の向上に努めた。理容学科同様実務実習に於いては教員の熱心な指導の成果として企業から高い評価を得ることが出来た。また、モラルを把握し、主体性を持たせることを目標に授業を展開した事もその成果に繋がった。しかし、各ゼミにおける指導の統一が図れていないこともあり、教員が目的をしっかりと把握すべくシラバスの精査を行った。次年度はシラバスの目的や評価基準が明確になったことで、教員の統一した指導が期待される。次年度は、企業の求める人材に注力し、教員の主体的に学びを促進する授業マネジメントが課題となる。

III. 美容学科トライチェンジコース（職業実践専門課程認定学科）

美容学科トライチェンジコースは昨年、国家試験に集中するために、カリキュラムのバランスを図った事で1年次は前年よりも学力、技術力共に成果を上げている。しかし、3年次は旧法のままのカリキュラムで授業を展開したため、成果が期待できなかった。2年次に於いては新旧の溝となっている年次の為、再度シラバスの精査を行い、バランスの良いカリキュラムの実施に努めている。

トライチェンジコースに於いては時間的な制限があり、実務実習に向けて出遅れた形となっているが、昼間部の成果を勘案し、次年度の実施が必然となっている。

IV. テクニカルスタイリスト科

本年度のテクニカルスタイリスト科はビューティーコースのみの開講となった。企業連携の授業をより多く取り入れ、実践的な技術の習得に努めた事で外部講師や内定企業からは2年制度の学生に引けを取らない仕上がりで高評価を得ることが出来た。アーティストコースに際しては併修となる通信科修得者課程にすでに就学を果たし、次年度に備えている。次年度は両コースとも即戦力を強化する為に企業との連携した授業をさらに進めていく。

評価項目	適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
各学科のカリキュラム構成変更の取組みは十分に実施されたか	4	③	2	1

① 課題

- ・昨年よりカリキュラムの改正に向け努めてきたが、実務実習を実施した事により、企業のもとめる人材像と教員の意識に誤差があったことが明確になった。そこで、昨年改正したシラバスを精査したが、また、統括したカリキュラムの構築は不十分で、実践的なバランスの取れた教育にはまだ課題を残している。
- ・シラバスの目的が明確になったことで統括的な到達目標が把握できたが、評価が不明確な部分があり、教員間の評価に対する統一性が課題となっている。

② 今後の改善方策及び計画

- ・企業の求める人材像と、段階を踏んだ各科目の成果目標を構築するシラバスを作成し、バランスの取れたカリキュラムの実施を目指す。また、学生にシラバスを把握させることで学習計画、時間管理の課題を克服させ、昨年努めた個々の実習記録、学力考査のデータ管理をもとに主体的に成果を上げていく。

③ 特記事項

- ・特になし

3. 教職員の研修及び人員の確保への取組み

平成 30 年度は新たに教員を追加採用し、2 名の新任とベテラン教員を採用した。例年同様、研修の重要度は高まっている。職業実践課程との兼ね合いを鑑み、企業と連携した研修を多く取り入れると共に行政が実施している研修にも積極的に参加する。

本年度は特に企業が求める人材像を共有するためにモラルの徹底や新人教育に要される接客マナーの研修に向けて教師力を高めた。

平成 30 年度に実施した内容は以下の通りである。既に定例化している研修については、名称のみ。

- (1) 全教員による技術研修(11 回)
- (2) 全教員を対象とした企業と連携した校内・校外 OJT への参加 (校内 4 回・校外 9 回)
- (3) 全教員による学生指導、コミュニケーション研修(5 回)

- ・技術・資格講習会、月例全体会・各部署での専門知識講習会など

平成 30 年度に採用した教員 2 名。採用人数は、原則欠員募集の形で実施される。上記した研修の目的は教員の資質及び技術レベル向上がその目的となる為、新任の教員を採用するにあたり、資質・技術向上の研修は必須となり、ベテラン教員に際しては教員間の共有をはかる為に、次年度以降も継続して力を入れていく計画がまとめられた。

評価項目	適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
教職員の研修および人員確保への取組みは十分になされたか	4	③	2	1

① 課題

- ・昨年入職した新任教員は即戦力として研修成果を上げているが、今年度は授業の質向上を目指し、ベテラン教員が入職している。今後も経験を重視した教員の確保は必然であり、その為にも統一した授業実施の為に教員間の意識の統一が要される。更にお互いの授業マネジメントを共有することが課題となっている。

② 今後の改善方策及び計画

- ・昨年同様、引き続き教員の確保で卒業生対し、教員に興味のある卒業生にアプローチを実施し、本学ホームページ、求人広告誌に掲載継続してアプローチを実施していく。
- ・研修に際しては求める人材像を重視し、企業連携した研修会を実施していく。また、実務実習で必然とされたモラルとコミュニケーション力を向上させる指導力を培うための研修を実施していく。

③特記事項

- ・本学が目指す組織とは、教員・職員関係なく在校生が話せるアットホームで距離の近い組織作りである為、学園内・寮内にいる学食の職員・舎監などは全て正職員採用である。近年要される斜め教育の充実を教職員が常に意識し、心がけている。

Ⅲ 評価項目の達成及び取組状況

基準 1 教育理念・目的・育成人物像等

1-1 理念・目的・育成人物像は定められているか

窪田理容美容専門学校（以下、本学という）はその前身である東京公衆衛生技術学校として厚生大臣（現厚生労働大臣）から指定を受け、昭和 25 年 4 月 10 日に東京都中野区で開校した。創立者である窪田金一郎先生が示された建学の精神、校訓、教育方針に基づき、現在に至っては、基本理念、学園理念、行動指針を明確化し、学校教育法および理容師・美容師法に則り、理美容業界との連携を図った理容美容教育を通じて、関係業界および地域社会の発展に寄与できる職業人を養成・輩出していくことを目的とする。

本学の建学の精神は「理容師・美容師としての専門の学理と技術を授け、公衆衛生の発展に寄与できる心身とも健全な社会人を育成することであり、変化激しい現代社会に即応するために、世界的な視野から創造力を学び、自主性の確立に不撓不屈の精神を涵養することを重点とする」とし、校訓として「忍耐・創造・独立」を掲げている。忍耐とは継続し、努力し、技を生む心。創造は創造美をつくる、感性を磨く想い。独立は自立できる人間になる想いをその校訓に含め、専門学校として衛生美容分野の養成校の目的・責務を普遍的に果たすことを示している。創立以来 68 年間に渡り、その精神を受け継いでいる。

教育方針として、「理容・美容の職業教育を通しての文化人たる教養と人格を培い良き社会人を造ることを教育方針とし、勉学に適した教育的な環境と完備した施設により優秀な専門の教師陣容を整え懇切丁寧に指導する」と定め、本教育方針を 1976 年の専修学校が学校基本法の中に位置づけられ年に明確化した。

現在では建学の精神・校訓・教育方針を加味した時流に合う、誰にでも理解し易い理念を平成 21 年に新たに策定し、「人に幸せを与え、共に幸せになろう」を基本理念におき、理容・美容分野の垣根を越えた、社会貢献の出来る社会人教育を目的にしている。本学の具体的教育目標として冒頭にも挙げている 4 つの能力向上の目標も掲げている。

1-2 学校における職業教育の特色は何か

本学では現在、昼間の衛生専門課程に修業年限 1 年から 2 年の理容学科および美容学科、テクニカルスタイリスト科があり、夜間の衛生専門課程に修業年限 3 年の美容学科トライチェンジコース、通信課程の修業年限 3 年の理容学科・美容学科を設置している。この中で、衛生専門課程・通信課程の理容学科・美容学科と美容学科トライチェンジコースは厚生労働省の国家資格を受験できる教育課程である。

平成 25 年 10 月以降は、職業教育により注力した職業実践専門課程の認定を目指し、上記した学科の内、3 学科で教育課程編成委員会を組織し、10 月と 1 月に教育課程編成委員会を実施し、より企業と連携した職業教育実現の為の検討会を実施した。

本学の特色として、前身が理容・美容団体で発足した訳では無い異色の学校であり、教育分野も衛生専門課程（第 4 分野）の理容・美容に特化した教育を行っている。1950 年に開校した為、同分野でも長い歴史を持ち、卒業生の数も多く、業界発展に寄与してきたと自負している。前身が理美容団体でない為、理容・美容分野に存在する各諸団体に幅広く卒業生がおり、業界内でも偏りなく多くの諸団体と連携できるのも特色の一つと言える。また開校以来、学校の敷地内に寄宿舎を持つ全国でも稀少な学校である為、教育環境には絶対の自信があり、全国から学生が集まり、各地域で卒業生が活躍している。さらに開校以来今日に至るまで、社会人として必要な徹底した躰・マナー教育を実践している学校としても、業界では一定の評価を得るまでに至っている。その成果として就職に関しても高い実績を誇り、不況下でも安定した就職実現率を維持している。

本学における職業教育のベースは、1-1 でも記述した通りであるが、現在の理容・美容を取り巻く職業・職種の多様化は特筆すべきものがあり、本学の教育方針や校訓に挙げられているように創造性豊かな業界である。その為、法的整備も追い付かない程、激しく変動している業界の中で、法令遵守を念頭に置き、時流に合わせた社会的・業界的ニーズに対応した理美容サービスを提供できる普遍的な実践力を養成していく事であり、

これらの実現には企業や各種団体との連携は不可欠といえる。故に以前より、企業や業界団体と連携した授業が全学科で常に行われている。平成 28 年の重点項目で挙げている様に、企業との産学連携を基本とした教育カリキュラム編成の見直しは、従来から行われているカリキュラムを再度見直し、達成度や評価方法などを再確認を行い、今年度には理容学科・美容学科に対し、理容室および美容室・エステサロンを運営する企業に対し、実務実習協定書を交わし、実務実習を 60 時間実施した。次年度はテクニカルスタイリスト科に対しても実務実習を実施する計画である。

1-3 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか

理美容業界で求められる人物像は資格や高い技術力・専門知識は元より、近年、声高に言われ始めているのが、社会人として備えておくべき素養や向上心や好奇心、さらにはホスピタリティなど挙げれば切りがなく、

人間的魅力が豊富な人材が歓迎される風潮がある。これらは、本分野が全て接客の上に成り立っている事に起因しているからだと考えられる。本学では、本分野における全職種が対人業務であるが故、これらの素養を身に付けるには「キャリア教育」の必要性を再認識している。「技術だけではプロにはなれない」と以前から業界で言われており、業界で活躍しているトッププロの人間性には確かな技術と特質すべき個性・感受性が見受けられ、一時期の奇抜な個性ではなく、万人に受け入れられる素養を身に付けている方が多い。

本学では学園の中期的将来構想として、教育的事業計画でも掲げる「一生涯理容・美容業界で活躍する人材育成教育」の確立を主軸とし、「仕事の楽しさ」、「厳しさ」を技術指導と並行しながら、確立方法を目標とする。そこに必要な教育環境及び教育体制の整備・強化は中期構想の中でも重要視すべき特質事項としている。理容・美容業界の就職は安定しているが、業界が抱える問題として、離職率および雇用環境の整備は必至で、一時期よりは改善されているものの、業界全体で安定した雇用の実現を本学からも継続して働き掛けていく事を使命と捉えている。

平成 28 年度までに社会経済のニーズを踏まえた学校の事業計画及び実績は以下の通りである。平成 29 年度以降も継続する事業も含まれている。

《学科・カリキュラム事業計画・実績》

社会経済のニーズに合わせ平成 22 年度より美容学科トライチェンジコースを設置。近年の高校生の経済的事情を鑑み、自立進学が可能な夜間 3 年課程を設置。昼間・夜間と教育カリキュラムを同一に設定し、就学期間を 1 年延ばすことにより、経済的に自立が可能となった。また平成 30 年度に 7 期生が卒業し、就職率も昼間課程と遜色なく、技術コンテストでも上位入賞者が出ている。

平成 26 年 4 月より、理容学科内に本科コースおよび認定エステティシャン取得コースを設置し、現在 3 期目に入り、安定して入学者・卒業生を輩出できている。現在、理容学科の学生は全国的にも減少傾向にあるが、シェービングエステをメニューに取り入れたエステサロンから理容学科へ求人票が送られてくるケースが増えてきており、社会的ニーズを踏まえた上で計画をしている。平成 27 年度では初めての認定エステティシャン取得コースに学生を送り出し、様々な課題もあった為、平成 29 年度は 3 期生無事に卒業している。カリキュラムの見直しを都度実施した。さらに今年度は企業と連携した実習をよりスポット的に活用し、理容でのトレンドを捉えた実習を実施した。

テクニカルスタイリスト科においては、平成 27 年度においてはメディカルエステの授業を導入した。

平成 30 年度に実施した既存カリキュラムと企業連携した科目の見直し検討も教育課程編成委員会において意見を聴取し、平成 31 年度以降に反映させられるよう検討していく。

《施設・設備》

平成 23 年に学園運営のカシータ・K 寮が竣工し、平成 24 年度より全室入寮し本格稼働した。本学では、学校の敷地内も含め、本寮で 3 棟目となり、上京生の生活応援の部分で高い効果を得ている。教育的なインフラとしては、昨年は平成 28 年度中に実施予定だった内容を実施し、カウンセリングルームや会議室の新たな整備を図った。また本館・新館ともに 13 年目の外壁や防水の大規模改修工事を実施している。

平成 30 年度には理容・美容修得者課程の設置に伴い、カウンセリングルームを理容学科の教室に用途変更し、昨年度より続いていた本館の空調設備の交換改修工事も全工程を終了した。

《教職員研修・組織編制改革》

平成 30 年度以降の主な課題は、人員の補充が一定数完了し、教員研修や意識研修の重要性が増加すると考えられる為、引き続き充実させていく。また教員の確保ももちろん職員の充足を平成 30 年度以降予定している。事業計画にあるように平成 30 年度以降は大幅なカリキュラム編成などにより、教職員の資質向上も同時

並行して行う必要がある為、引続き継続していく予定である。

1-4 学校の理念・目的・育成人物像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか

基本理念や建学の精神などは、入学時に「学生心得」の中で入学生全員に配布され、周知を図っている。また新入生のオリエンテーションでも校訓などについて学校理解を求めるとき、周知される。

また本学ホームページやSNSには、学校の特色やその活動内容を定期的に更新し、公開している。

在校生やその保護者達においては、オープンキャンパスなどの来校時に学校紹介VTRやパンフレットに記載されている内容で周知している。

平成25年12月現在で、本自己点検報告書や財務情報、基本情報・事業報告書など、将来構想の記載された書類を本学ホームページに公開している。

	評価項目	適切…4 不適切…1	ほぼ適切…3	やや不適切…2	
1-1	理念・目的・育成人物像は定められているか	④	3	2	1
1-2	学校における職業教育の特色は何か	④	3	2	1
1-3	社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか	④	3	2	1
1-4	学校の理念・目的・育成人物像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか	④	3	2	1

① 課題

- ・今年度までで、特に課題は解消されていると考えている。
- ・新たに課題が見つかり次第、対応予定。

② 今後の改善方策及び計画

- ・特になし。

③ 特記事項

-

基準2 学校運営

2-5 目的等に沿った運営方針は定められているか

運営方針については、毎年1月の初旬に教職員全体会議の場にて、次年度の運営方針が理事長より訓示があり、学則や学校の目的、教育目標に基づいて文章化された「学校運営方針」を新年度4月1日に合わせて発表される。「学校運営方針」は年度末に行われる理事会・評議員会にて前年度の進捗報告および次年度の「学校運営方針」として報告される。

学校が定める理念や目標から逸脱せず、建学の精神でも記載されている創立趣旨、公衆衛生・衛生分野に特化した運営を心掛けている。本学は文部科学省の専修学校設置基準、及び厚生労働省が所轄する理容師・美容師養成施設指定規則を遵守し、基準及び規則を乗り越えて学校が保たれるように方針も定められる。

方針策定には、理事長・校長から各部課長へ周知される流れとなっているが、教育に必要な施設、設備などの管理に加え、前年度から引き続き継続している計画の進捗度も影響を与える為、策定には1月の訓示後、さらに学園の財政状況なども踏まえ、4月に改めて教職員全体会議で報告される。「学校運営方針」に影響を与えない為にも、前年度の事業進捗度は重要であり、理事長・校長を始めとする各部署長で毎月開催される「月例経営会議」での進捗報告は確実に行われている。

しかし、運営方針を定めるにあたり、特に諸規定が存在している訳ではなく、慣例に基づいて作成している為、今後は諸規定等を整備していく必要があったが、28年度より整備され始めており、現在も整備を進めている。

2-6 運営方針に沿った事業計画が定められているか

事業計画に関しては、新年度開始に合わせる形で、各部署の所属長から理事長・校長に提出・承認を受け、「学校運営方針」と同時期に教職員全体に示される。事業計画は、理事長・校長には2-5でも既述したように「月例経営会議」にて報告され、その他の教職員へは毎月定例化されている学校教職員全体会（定例会）にてその都度報告され、年度末に総括が行われる。

また私立学校法に基づき、毎年5月末日までに要約された内容で、利害関係者からの要請に応じて閲覧に供している。事業計画は各部署内の部長・各課長・各主任へと報告され、各課員の年間目標とされ、計画の達成に努めている。平成27年度においては昨年度に比べ、円滑に事業計画がまとまったと思われるが、計画未達のものもある為、平成28年度以降、運営方針の整備に伴い事業計画は進んでいる。

平成30年度の主な教育事業計画は以下の通りである。

- (1) 退学率・離職率の予防・低減対策の強化
- (2) 国家試験合格率向上対策
- (3) カリキュラムおよびシラバスの見直し

上記の計画の中で、(3)については、明確な改善とまでは言えず、次年度以降も継続的に取り組むべき内容である。

2-7 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか

本学の運営組織は「運営組織図」に明確に示され、本学寄付行為に基づいた「理事会・評議員会」を始め、理事長・校長をその組織運営の上層に据え、教務部・総務部・経理部に大別され、各部内の教務課・広報課・事業課・学生課の各課員は業務計画に基づき、円滑に運営されている。

意思決定の流れについては、本学を設置する学校法人窪田学園の「理事会」、「評議員会」が学園運営に関

する最高議決機関であり、専門学校自体の運営に関する意思決定を理事長・校長を議長とする月例運営会議にて年度毎の運営方針に沿った形で決定されている。決定後は速やかに教職員全体会議や部課別会議にて浸透されていく。より円滑に意思決定が流れる仕組みの確立の為、「60+1・2・3プロジェクト」という平成23年から始まった学校全体に係る校務意識改善キャンペーンの一環で校務の選別作業を行った。また平時ホウ・レン・ソウの徹底を再確認している。平成28年度は教職員の入れ替えもあり、新たな組織人事体制で臨み、平成29年以降も各部署が目標に向けて鋭意努力している。その為、理事長・校長からの意思決定に対し、各部課長及び各課員に周知され易い環境が整いつつあると認識している。

さらにプロジェクトの一環でもある組織改革の前準備とも言える各課員の校務整理及び把握も順調に進められており、教職員の仕事の流れ、報告・伝達方法も確立され、部署間の連携も取り易くなった。今後は、目標達成に向けて定められている事業計画においてもボトムアップしていき、自発的に目標を達成する為の手段・方法を選定出来るよう成熟した運営組織を目指す。

運営組織の内容を示すものは「運営組織図」しか存在せず、教職員には教職員全体会議等の場で徹底はしているものの、簡易的なマニュアルしか存在しない為、昨年度に引き続き、内外的なマニュアルを作成し、教職員に周知徹底していく。

2-8 人事、給与等に関する規定等は整備されているか

教職員の就業および給与などに関しては、本学就業規則および給与規定に基づいて明確に定められている。

就業規則の他には、給与規定、退職金規定、慶弔規定、出張旅費規定、育児休業規程、介護休業規程と定められており、詳細な部分として非常勤講師契約細則・嘱託職員に関する規定、教員研修規定などがある。これらは全て適切に運用されている。

人事考課に関しては年に一度、教職員全員が年度の業務報告書を作成し、各所属長に提出する。主任・課長・部長と役職毎に面接を行い、各教職員の部署別年度目標に対しての査定を実施している。各教職員に対して体系的に行われているが、現在の査定基準では部署毎の実質的な達成度の把握を行うには、正直十分とは言えない為、今後、取組むべき点は、学校運営への貢献度や資格取得、授業評価のアンケート結果などを踏まえた包括的判断できる人事考課の査定基準を社会保険労務士や会計士と検討中である。就業規則内に包括されている諸規定について今後別途に規定等を設ける予定もあり、就業規則の改定に合わせて、新規定を実施出来るよう現在調整中である。平成27年度より計画通り、実施された。その実施された内容の問題点を平成28年度では修正し、改善された就労環境での勤務が実施され現在に至っている。

2-9 教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか

意思決定システムの整備は、既に前年度より示しているが、冒頭に挙げている平成31年度の重点項目にある職業実践専門課程にも関連する内容が加えられている。平成30年度現在で実施したものは以下の通りである。

- (1) 学校経営に関わる定例会議
 - i. 理事会・評議員会
 - ii. 外部有識者との定例会議 ※
 - iii. 理事長・校長・各部課長定例会議（毎月1回）※
- (2) 学校運営に関わる定例会議
 - i. 教職員全体会議（毎月1回）
 - ii. 各部署会議（毎月1回）
 - iii. 学生募集会議（年4回、修正・補正がある場合は随時実施）

- iii. 進級・卒業判定会議（年 2 回）
- iv. 教育技術会議（適宜で開催）
- v. 部署別ミーティング（毎日朝礼前に実施）※
- (3) 学校運営や教育課程編成に関わる委員会
 - i. 教育課程編成委員会（年 2 回）
 - ii. 学校関係者評価委員会（年 2 回）
- (4) 学内行事・検討会議・学外団体会議
毎年行われている教務行事や本学が主催している団体等上記以外の会議は適宜実施

財務的なシステムとしては、例年予算書を元に、各所属長に一定の金額で裁量権限を持たせているが、申請や決済には全部署共通で稟議書があり、各部課長や所属長、校長、理事長へと回覧形式で決済する方法を採用している。学校運営上必要な決済で、規定されている金額を越えた内容の決済事項や予算内の準備されている予備費を使用する場合は、稟議書の他に報告書など別途、添付資料を添えて、全部署の部課長を始め、役職者全員の決済を行い、校長・理事長が最終的な決済を行う。

システムとして、新たに追加実施した事により以前からの情報伝達不足は解消されたが、小規模会議になる程、議事録などの記録が抜けている事が内部調査で見つかる事もあり、今後徹底していく必要がある。

2-10 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか

業界や地域社会等に対してのコンプライアンス体制は具体的に整備されていないが、創立 69 年を迎えた本学では、地域に根差した学校づくりを続け、地域社会と連携し環境の発展に寄与してきたと自負している。その為、近年では中野区内の病院や特別養護福祉施設へのボランティアや地域のお祭りにもよく声をかけて頂き、積極的に参加している。職業人を養成する学校であると同時に一社会人の育成も使命と考えており、住宅街でもある中野区周辺地区で地域住民が違和感を抱かない節度のあるファッションを学生に対して指導している。教職員は通学路の定期的な見回りも実施している。

本学がある中野区では放置自転車が東京都でも問題視している地区でもある為、区営の指定駐輪場の利用促進や学内はもちろん学校周辺地区でも喫煙を校則で禁止している。これらは、入学希望の高校生や保護者、高等学校教諭にもオープンキャンパスや高校訪問時などで周知している。近年では同分野の学校からも徹底した躰マナー指導を実践している学校という評価を持って貰えるまでに至っている。

2-11 教育活動に関する情報公開が適切になされているか

本学の教育活動に関する情報公開は、高校生や保護者に対し、入学案内や本学ホームページ、広報媒体誌などで公開している。平成 25 年度は SNS 等も使用し、卒業生や業界関係者にも公開している。

教育活動に関する総合評価に関しては、自己点検評価にて実施しているが、平成 25 年 12 月に公開し、情報提供すべき資料は公開している。また、平成 26 年 1 月には第三者評価機関である「私立専門学校等評価研究機構」への正会員になり、自己点検評価だけではなく、第三者評価を受ける事も視野に入れて情報公開の準備をしている。平成 30 年以降より順次、各種 SNS を利用し、学校の情報を毎日発信している。

2-12 情報システム化による業務効率化は図られているか

情報システムに関しては、カリキュラムや成績・出席情報を管理する教務システム、学生募集から在校生の学費など学生管理を目的とする総務システム、そして給与・財務システムの 3 系統で構成され、学校運営の効率化を図っている。多様化する社会・業界のニーズに応えるカリキュラムは年々増加する傾向にあり、

平成 24 年度は新教務システムの導入を実施した。平成 25 年度では、実際に運営していく中で、クラウド型システムへの統合が可能な事が判明し、次年度以降、教務システム及び総務システムの管理が一元化される方向で調整している。

総務システムに関してクラウドシステムを採用している為、入学生・在学生・卒業生の管理が一元的に可能である。今後の予定としてシステムをカスタマイズし、より効率よく稼働させる為には、システムライセンス研修により多くの職員を参加させる必要があり、今年度導入した教務システムとの連動性を整備していく予定である。また課題として、システム面は新しくなっているが、各端末の経年劣化は進んでいる為、平成 26 年度では、職員室および事務や経理など端末の買い替えを実施した。

平成 30 年度に至るまで、教育用および管理用パソコンの買い替えは計画的に実施され、来年度にウィンドウズ端末の OS が一部サポートを終了するにあたり、新しい OS への移行を計画している。

	評価項目	適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
2-5	目的等に沿った運営方針は定められているか	④	3	2	1
2-6	運営方針に沿った事業計画が定められているか	4	③	2	1
2-7	運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか	④	3	2	1
2-8	人事、給与等に関する規定等は整備されているか	④	3	2	1
2-9	教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか	④	3	2	1
2-10	業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか	4	③	2	1
2-11	教育活動に関する情報公開が適切になされているか	④	3	2	1
2-12	情報システム化による業務効率化は図られているか	④	3	2	1

① 課題

- ・運営方針の策定規定は整備する必要がある。
- ・昨年課題で挙げた内容は平成 28 年度でほぼ実施解消されたが、引き続き課題が発生し次第、対応する。
- ・平成 30 年度にも教育用管理用パソコンを買い換えたが、平成 31 年（2019 年）度にウィンドウズ 7 のサポートが終了する為、10 に対応していない端末の買い替えが必要。

② 今後の改善方策及び計画

- ・運営方針や事業計画の精度や実行する為の人員の養成は怠る事なく遂行していく。
- ・2019 年度に向けて新 OS に対応したパソコンの買い替え計画。

③ 特記事項

特になし

基準3 教育活動

3-13 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方法等が策定されているか

本学の教育課程の編成は、全て校訓や教育方針に基づいて編成されており、理容学科、美容学科など国家資格をその殆どの基盤と考えている。しかし近年、本分野は理容師・美容師という職業から時代のニーズにより派生した様々な職種が存在する。エステ・ネイル・メイク・マツエクに関わる職種も細分化し、一つの職種として確立されている。本学では、その職種に必要な技術や資格を体系的に各学科のカリキュラムに加え、学生が選択して選べるカリキュラムの実現を図り、各職種で活躍できる実践力を養成している。本学が課程として設ける基準は全て建学の精神及び教育方針に基づいているが、その職業分野の業界成熟度に応じて業界のニーズに対応できる編成を行っている。業界成熟度とは本学が技術・資格・就業・法律などの様々な尺度により判断し、雇用状況や就業後の育成システムがしっかりと確立されているか否かなど業界の発展性も含め、多角的に分析を行っている。

3-14 教育理念、育成人物像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか

各学科の教育目標や育成人物像は、本学の建学の精神、教育方針に集約される。ただし、業界のニーズや新たな職種が活発に生まれる本分野では、求める育成人物像に差異が生じないように、毎年必ず就職担当スタッフが企業訪問を行い、その報告をもとに各学科の運営方針に活かしている。また本学の建学の精神に「世界的な視野から創造力を学び」とあるように昼間課程の全ての学科で海外研修が必修で行われている。

これらは毎年更新される学校紹介パンフレットでも表記されており、入学希望者および保護者へ周知している。また、それぞれの学科の修業年限に合わせて、総授業時間数や、カリキュラムのバランスを考慮し、反映させている。本学ではテクニカルスタイリスト科以外の全ての学科で、卒業前に国家試験を受験する為、国家試験偏重型のカリキュラムになり過ぎないように、業界のニーズを毎年考慮し、入学時に学生全員に渡す「学生心得」で到達レベルなどを周知している。平成26年度より始まった理容科本科コースと認定エステティシャン取得コースの認定試験でも高い合格率を出し、国家試験でも例年のごとく高水準の合格率を保つことが出来た。30年度は、29年度の総合的教育計画を学期毎に作成し、個々の実習記録、学力考査のデータを基にシラバスの精査に努めた。まだ差はあるものの、シラバスにより学生がより明確に到達目標を理解し、学習時間の管理意識に成果がみられた。

3-15 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか

本学の各学科におけるカリキュラムは、各学科の学生が定める目標に到達できるよう時間数を定め、各学科でその特色が出る体系的なカリキュラム編成になっている。3-14でも述べたように理容学科・美容学科・美容学科トライチェンジコースについては、卒業する前に国家試験を受験する為、国家試験偏重になり易いカリキュラムを一般教養の授業と専門授業とをバランス良く編成し、同分野に就職した際、社会人として即戦力になれるカリキュラム編成になっている。即戦力の強化として、30年度は理容学科・美容学科に於いて実務実習を実施した。テクニカルスタイリスト科は、より専門性を高めるアーティストコースと、社会人としての教養を高めるトータルビューティーのスペシャリストを育成するビューティーコースに分かれており、それぞれのコースとも業界で即戦力を目標にカリキュラム編成を組みこんでいる。また、アーティストコースに於いては30年度10月に理容・美容学科の修得者課程・通信科の認可があり、この科を併修する事で、31年度からはダブルライセンスの取得が可能な学科となった。この事で理容美容の両方の資格を持つ幅広いサービスを提供できる技術者を養成することが可能となる。

3-16 キャリア教育・実践的職業教育の視点に立った教育方法・カリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか

本学の分野は、関連分野の企業・団体が行う実践的実習が法律で定められた法定授業が存在する為、産学連携などの実践的職業教育が行い易い特徴を持っている。そういった特徴から以前から企業や業界団体に所属する講師が授業を実施している。

キャリア教育には、技術や資格だけでなく社会人に必要な素養が必要不可欠であり、カリキュラムにその要素を導入している。今年度は実務実習を実施するに当たり、教員が研修会を重ね、モラル、接遇マナーについて意識を強化した。また、実務実習に於いては担任制ではなく、少数精鋭のゼミ制度を導入した事で、教師力の格差を軽減し、新任教員のゼミに於いても高い評価を得ることが出来た。今後は実務実習受入れのサロンによる学びの差を軽減すべくクリティークをサロンと共有し、PDCAサイクルを基に成績の明確化を目指していく。

3-17 関連分野の企業・関係施設等や業界団体との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか

本学では従来から毎年、同一企業や業界団体の方が講師として担当する際、昨年度実施した内容に加えて、様々意見を取り入れ、次年度に反映させている。カリキュラムの見直しも含め、月例で行われる学校運営会議に定期的に次年度の方針を話し合わせ、校長の指示のもと、各学科長が責任者として行っている。今年度は「教育課程編成委員会」に於いて頂いた意見を基にヘアカラー技術の習熟、メイクアップの応用技術、モラルの徹底やキャリア教育のための授業の見直しを実施した。また、課外授業に於いて『ブライダルヘアメイク専科』『クリエイティブカラーリング専科』を開設し、現場でニーズの高い高度な技術が習得できるように努めた。また、今年度も例年業界で活躍する卒業生や別の企業の方にもお越し頂き、学科ごとに講話、実技実習などを適宜実施している。

3-18 関連分野における実践的職業教育(産学連携によるインターンシップ実技・実習等)が体系的に位置づけられているか

本学の各学科で実施されている産学連携における実践的職業教育実習は以下の通りである。

学科名	位置付け	具体的実習例
理容学科	即戦力となるプロフェッショナルな理容師（認定エステティシャン含む）として活躍する為、現役の理容師の技術・思考に触れさせ、理容師の活躍出来るフィールド及び可能性をイメージさせる目的。	①総合技術…現役理容師から技術を学ぶ実習。 ②実務実集…1回(2月)に60時間のインターンシップに於いて接客マナーや実習で学んだ授業をベースに現場で学ぶ実習。 ③講演会…卒業生を中心に活躍する理容師による技術講演。 ④総合学習…理容師が福祉分野でどのように役立てるかを病院や高齢者福祉施設にて行う実習。 ⑤校内技術コンテスト…学内で年に一度、業界トッププロが審査員となり実施される全学科参加のコンテスト形式の成果発表会。
美容学科	即戦力となる美のプロデューサーとして活躍する為、ヘア・メイク・ネイル・まつ毛エクステなど様々なステージで活躍する美容師の可能性をイメージさせる目的。	①総合技術…現役美容師から技術を学ぶ実習。 ②総合学習…現役美容師から接客・美容師としての思考を学ぶ実習。 ③講演会…卒業生を中心に活躍する美容師による技術講演。 ④校内技術コンテスト…学内で年に一度、業界トッププロが審査員となり、全学科参加のコンテスト形式の成果発表会。 ⑤特殊メイク…連携企業から舞台・映画等で使用される技法を学ぶ実習。 ⑥実務実習…1回(2月)に60時間のインターンシップに於いて接客マナーや実習で学んだ授業をベースに現場で学ぶ実習。
美容学科 トライチェンジコース	即戦力となる美のプロデューサーとして活躍する為、ヘア・メイク・ネイル・まつ毛エクステなど様々なステージで活躍する美容師の可能性をイメージさせる目的。	①総合技術…現役美容師から技術を学ぶ実習。 ②接客、日本文化…現役美容師から接客・美容師としての思考を学ぶ実習。 ③講演会…卒業生を中心に活躍する美容師による技術講演。 ④校内技術コンテスト…学内で年に一度、業界トッププロが審査員となり、全学科参加のコンテスト形式の成果発表会。 ⑤特殊メイク…連携企業から舞台・映画等で使用される技法を学ぶ実習。
テクニカルスタイリスト科 ビューティーコース	即戦力となるトータルビューティシャン(エステ・メイク・ネイル等)として活躍する為、接客技術やビジネス教育、専門知識を習得する目的。	①接客マナー…現役のマナー講師が行うロールプレイング方式の実習。 ②講演会…様々な部門で活躍する技術者の講演。 ③校内技術コンテスト…学内で年に一度、業界トッププロが審査員となり、全学科参加のコンテスト形式の成果発表会。 ④実習(各種)…認定試験合格に向けた技術実習。(フェイシャル・ボディーなど) ④実務実習…2回(4.7月)インターンシップに於いて接客マナーや実習で学んだ授業をベースに現場で学ぶ実習。
テクニカルスタイリスト科 アーティストコース ※	31年度より通信課程(平成30年10月入学)を併修する事で1年間の在学期間中にWライセンスを取得する事が可能になり、理美容界両分野の専門知識や高度な技術を習得する目的。	①接客マナー…現役のマナー講師が行うロールプレイング方式の実習。 ②校内技術コンテスト…学内で年に一度、業界トッププロが審査員となり、全学科参加のコンテスト形式の成果発表会。 ③実習(各種)…現役トップ理・美容師による技術実習。(カットやパーマ・カラーリングなど) ④実務実習…1回(8月)に30時間のインターンシップに於いて接客マナーや実習で学んだ授業をベースに現場で学ぶ実習。

※テクニカルスタイリスト科については、より実践的なカリキュラムで構成されている為、企業連携した実習が多い。
その為、主な連携実習のみ記載。

※テクニカルスタイリスト科アーティストコースは理容学科及び美容学科を卒業した者が進学する専攻科である為、

授業内容もより実践的なカリキュラム編成であり、その殆どが企業連携された授業となっている。

以上が平成 30 年度に実施した実践的職業教育であるが、今年度実施したシラバスの精査を基に、平成 31 年度以降は、実務化教員の授業の充実をはかり、更に育成人物像に近づけるカリキュラムを構築していく。

3-19 授業評価の実施・評価体制はあるか

授業評価は学外実習や行事・イベントも含め、段階評価アンケート形式ではなく、平成 16 年よりレポート形式で行っている。これらの結果は、教員だけでなく職員も目を通し、理事長・校長に至る全教職員に周知され、カリキュラムの見直しや授業方法の改善に活かされる。前年度は、年度初めに全教員で『授業の仕組み』と『コーチング』の勉強会を実施したが、今年度はその成果を図るべく教務管理者で各教員の授業評価を実施した。

授業の導入・展開・終結の授業技術や学生の思考力・判断力・表現力を培う授業活動、学生への興味喚起、統制力を評価の対象とし、質向上を図ったが、指導方法の改善は今後も必要とされる。また、実施した評価体制化を図ることが今後の課題となる。

3-20 職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか

職業教育に対する外部関係者からの評価としては、職業教育で実践的に行っている授業の成果を発表する様々なコンテストなどで頂く評価が同意と認識している。本学では校内技術コンテストを年 1 回開催し、学年関係なく全学科・全校生徒が様々な部門でエントリーする成果発表の場で、審査員として第一線で活躍する有名トップスタイリストをお招きして審査をして頂いている。またコンテスト終了後、本学の取り組みについて貴重なご意見を頂戴している。全校生徒が参加する成果発表の場として、もう一つは「KUBOTA ビューティーサマーフェスタ」というヘアショーを開催している。そこには保護者や高校生、業界関係者をお招きして、毎年アンケートを実施している。叱咤激励の含まれたアンケート内容もまた、今後の本学の職業教育の方向性を定める上でも貴重なご意見として賜っている。

平成 30 年度に外部関係者からの評価を頂いた行事は以下の通りである。

- (1) カット専科コンテスト(年 1 回)
- (2) メイク専科コンテスト(年 1 回)
- (3) 着付け専科コンテスト(年 1 回)
- (4) KUBOTA ビューティーサマーフェスタ(年 1 回)
- (5) 校内技術コンテスト(年 1 回開催)

また平成 25 年度より、「学校関係者評価委員会」設置し、学校関係者（関連企業・団体、卒業生、保護者、地元企業）らによる自己点検結果への外部評価も取り入れている。

更に今年度は、実務実習における各サロン様からも評価を頂いている。

3-21 成績評価・単位認定、進級、卒業判定の基準は明確になっているか

成績評価、進級・卒業判定基準に関しては、本学「学則」にしっかりと明記されており、各学生に入学後配布される「学生心得」でも周知される。本学カリキュラムは実習授業および座学授業で前期・後記で試験を設けており、座学授業は明確な点数基準、実技においても点数基準を設け、技術到達レベルやそこに必要な学習時間を明確にしている。年度末には理事長・校長を始め、各部課長、学年主任も含め、「進級判定会議」・「卒業判定会議」を実施、決定する。卒業判定基準においては、その様式や基準、判定方法に至るまで厳格に定められており、平成 21 年には「卒業判定基準に係る要件」として厚生労働省に提出している。今年度に於いては各学科の授業科目の履修等に関する規則を基にシラバスを精査し、各科目の評価基準をより明確に示すことが出来たが、学生への周知には差が生じており、次年度の課題となっている。

3-22 資格取得に関する指導体制は、カリキュラムの中で体系的に位置づけられているか

資格取得に関する指導体制においては、カリキュラム内に内包されており、国家資格に関しては卒業が受験資格となっているが、長年蓄積されたノウハウにより万全の体制になっている。理容学科・美容学科・美容学科トライチェンジコースは在学中にそれぞれ国家試験を受験する学科であり、本学は理容師・美容師国家資格を受験する為の所轄省庁である厚生労働大臣指定の養成施設である。その為、基本的なカリキュラム編成が法定授業により大半が構成されており、資格取得についての指導体制・方法は開校以来、長年に渡り研鑽し続けている。近年、国家資格以外のその他の資格に関しても、授業内で取得出来る体制を敷きつつ、（日本眉目美容協会認定 3 級取得など）本学では専科と呼ばれる課外授業でさらに上位資格（留袖認定、ジェルネイル初級など）・技術を取得する目的の講座を 8 コース設けている。

平成 30 年度からは美容学科の選択授業内にネイルやメイクの資格を取得する選択授業 4 コースを実施した。これらの資格指導体制は学校紹介パンフレットや本学ホームページにて学科別に取得資格を掲載し、周知している。

また課外授業に於いて、専門的な要素の多いブライダル関連を学ぶ『ブライダルヘアメイク専科』をトレンドヘアカラー習得を目指す『クリエイティブカラーリング専科』を開設した。実施される 2 年次にそれぞれの認定資格を取得する。

3-23 人材育成目標も達成する為に必要な要件を整えた教員を確保しているか

本分野では理容師法・美容師法に則り、所轄省が定めた理容師美容師養成施行規則で決められた資格を有する人材を確保している。各教科により専門性の高い資格保有者で、且つ実務経験が厳しく規定されている為、その規定に基づいた人材確保は年々、難しくなっている。また本学における教員採用は資格保有している者でも社会人として汎用性を備えている教員の採用も条件項目となる為、冒頭の重点的項目にも挙げているように教員育成に注力している。

教員育成の体制としては新人教員研修カリキュラムを設け、項目ごとにチェックテストを実施している。校内・校外 OJT の実施、さらに専修学校教員の資格として東京都専修学校各種学校協会が主催する教員研修及び、日本理容師美容師教育センター主催の教員資格認定研修会なども受講させている。担任教員となる為に必要な素養育成もまた本学では資格保有と同等に重視して実施している。

教員資格として規定された実務経験を有している場合でも、さらに年に一度の所轄省が指定する教員研修（上記に記載）を修了しなければならないこともあり、学生数の変動が激しい近年においては教員の採用、育成は本学でも注視すべき問題であり、今後も引き続き強化を検討している。従って、本分野は教員採用においては、上記した規定により、その殆どで新卒採用は行えないのが現状である。反面、職員においては新

卒者の採用を積極的に行っている。本学では、教員の殆どが常勤・専任であり、一部の専門性の高い教科においては非常勤教員や教員に所轄庁の定められた研修を受講させている。ただし、本学の取り組みとして、可能な限り常勤・専任教員の比率を増やす方向で採用を推進している。職員は全て正規職員採用である。これは非正規職員の比率が上がると、本学の理念や教育目標が伝わり難い学園になる事を避ける為である。教育現場の基本は、学生と接する事である為、本学では可能な限り正規採用を続けていく方針である。

平成 30 年度においては 2 名の若手とベテラン教員を補充出来た為、その教育の質保証、および技術レベルの統一を目的とした研修を実施し、研鑽を重ねた。次年度に向けて、修得者課程の増設に伴う教員の補充、国家試験を熟知した新たな教員の補充も引き続き検討していく。

3-24 関連分野における業界等との連携において優れた教員を確保するマネジメントが行われているか

本学では教員を確保するマネジメントが具体的に行われているとは言い難い。兼任教員については、業界やその他の関連する企業から紹介などで確保しているが、本務・常勤教員となると様々な資格・条件をクリアしなければならず、卒業生や一般の公募で募る事しか出来ないのが現状であり、以前からの課題でもある。教員募集については随時本学ホームページに募集内容を掲載している。採用を困難とさせているのは、まず専門学校の教員、特に本学分野における教員の仕事や教員になる為の要件など、世間一般に周知されていない職業という認識が大きいと感じている。重点項目の 3 にも挙げたように 3-23 とも関連してくる内容の為、今後も具体的なマネジメントの方法を検討していく方針である。

3-25 関連分野における先端的な知識・技能を習得する為の研修や教員の指導力育成など資質向上の為の取組みがおこなわれているか

本学では、教員研修の中で新技術・知識研修を実施している。常に技術の進歩が顕著な同業界では、常に新しい技術研修が行われ、本学の教員にも新しい技術・知識の習得を積極的に促している。本学では、教職員研修計画を毎年度作成しているが、その計画以外の研修の参加の可否についても、各学科の主任・教務課長で検討し、必要性を感じた場合、研修参加願いを校長・理事長に提出する。研修に参加した後は参加教員全員が報告書を上長に提出し、報告する。全体に関わる研修内容であれば、月例で実施している教職員全体会議「定例会」にてその研修内容を報告し、教職員全体に共有化を図っている。

研修には、大きく分けて、関連分野の知識・技術の向上を目的とする教員研修と全体の教職員の指導力・資質向上を目的とした教職員研修に分けている。基本的にこれらの研修を受け、各教職員間で勉強会などを個別に実施している。平成 30 年度の実績は記載されているが、以下の通りである。

- (1) 教員を対象とした校内 OJT・校外 Off-JT の企画・参加 (校内 7 回・校外 16 回)
 - i. 国家試験課題研修 (平成 30 年度・美 2 回・理 2 回実施)
 - ii. 東京地区理容師美容師養成施設教職員研修会 技術分科会 1
 - iii. 東京地区理容師美容師養成施設教職員研修会 宿泊研修 1
 - iv. 東京都専修学校各種学校協会研修会 3
 - v. 東京都私学財団研修会 2
 - vi. 業界団体による講演セミナー 2
 - vii. 新人教員研修 1
 - VIII. 業界団体によるコンテストへの審査員派遣 3
 - ix. 青年心理とコミュニケーション 3
 - x. アクティブラーニングの授業実践 2
 - x i 授業評価の仕方 1

(2) 技術・資格研修

- i. 理容師美容師養成施設教員資格研修会（美容技術）（理容技術）（化粧品化学）（保健）
- ii. JNA 日本ネイリスト協会研修会
- iii. ラグゼビューティ・メイク講習会
- iv. 日本眉目美容協会まつ毛エクステンションインストラクター研修
- v. ライト脱毛安全講習会
- vi. エステティック協会認定校研修会
- vii. 教員授業力向上勉強会（11回）

平成 31 年度以降も引き続き、技術や知識の研修は継続的に計画・実施される。

3-26 職員の能力開発の為の研修等が行われているか

職員における能力開発の為の研修・平成 30 年度は、職員全体では「保険の仕組み」、「奨学金の種類と仕組み」、「上級学校における教育の一考察」、経理部では「私学共済の事務手続き」、各担当者のレベルで、「留学生の事務諸手続き」、「学生カウンセリング・ブリーフセラピー研修」、「相手に伝わる文章の書き方」などを受講し、受講した担当者が全体定例会にて、研修内容のフィードバックを全教職員に対して実施している。

	評価項目	適切…4 ほぼ適切…3 やや不適切… 2 不適切…1			
		④	③	②	①
3-13	教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方法等が策定されているか	④	3	2	1
3-14	教育理念、育成人物像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか	④	3	2	1
3-15	学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか	④	3	2	1
3-16	キャリア教育・実践的職業教育の視点に立った教育方法・カリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか	4	③	2	1
3-17	関連分野の企業・関係施設等や業界団体との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか	④	3	2	1
3-18	関連分野における実践的職業教育(産学連携によるインターンシップ実技・実習等)が体系的に位置づけられているか	④	3	2	1
3-19	授業評価の実施・評価体制はあるか	④	3	2	1
3-20	職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか	④	3	2	1
3-21	成績評価・単位認定、進級、卒業判定の基準は明確になっているか	④	3	2	1
3-22	資格取得に関する指導体制は、カリキュラムの中で体系的に位置づけられているか	④	3	2	1
3-23	人材育成目標を達成する為に必要な要件を整えた教員を確保しているか	4	③	2	1
3-24	関連分野における業界等との連携において優れた教員を確保するマネジメントが行われているか	4	③	2	1
3-25	関連分野における先端的な知識・技能を習得する為の研修や教員の指導力育成など資質向上の為の取組がおこなわれているか	④	3	2	1

3-26	職員の能力開発の為の研修等が行われているか	4	③	2	1
------	-----------------------	---	---	---	---

① 課題

- ・実務実習に向けて事前研究、事前準備を行い、サロンから高い評価を得る事ができたが、その評価を基に PDCA サイクルの体制はまだ整っていない為、今後の課題となる。また、トライチェンジコースに於いても実践的な職業教育の検討が要される。
- ・教員確保のマネジメントについて、平成 30 年度は若手・ベテランの両教員を確保できたが、その教育の質や技術レベルの統一が行えていない為、今後も研修が要される。
- ・次年度も引き続き修得者課程の充実、T S A の特化した専門的授業に向けて新しい教員の確保を要する。

② 今後の改善方策及び計画

- ・トライチェンジコースでも更なる実践的な職業教育を計画する。
- ・教員確保には、関連業界・卒業生との結び付きをより強化していく。マネジメントに於いては人材のキャリアを重視した研修内容に改善していく。
- ・職員の資格取得について、より次年度は注力し、校務に支障を及ぼさない範囲で人員を分散させながら取得させていく。
- ・今後の新課題の動向に注視しながら、適宜判断し教員を確保していく。

③ 特記事項

- ・資格取得に関して、国家試験については卒業後不合格と判明した場合、卒業後も合格するまで無料で受講できる。既卒者向けの講習会を適宜、国家試験に合わせて開催している。今後も継続して行っていく予定。

基準 4 教育成果

4-27 就職率の向上が図られているか

本学では、実践的職業教育と並んで重要視している項目として就職がある。本学では、卒業要件を満たした学生を卒業させ、資格を取得させる事だけを目標とせず、最終的には本分野で卒業後に一生涯、活躍する事を目標としている。創立以来、その目標は変わらず、最新の就職内定率でも学校全体で 97%以上を維持している。本学が示す、就職率は就職希望者のみでなく、テクニカルスタイリスト科進学者以外の学生全員が対象となる。本学では就職専門の職員が所属する学生課を中心に就職支援に取り組んでおり、学生課だけでなく、クラス担任、学年主任も個人面談を繰り返し、就職支援に取り組んでいる。学生の入学後、1年次より業界理解・モチベーションアップの一環として、年間行事に組込まれた企業や卒業生に多くの意識づけプ

プログラムを受講させている。学内もしくは学外の業界セミナーにも参加を促し、就職準備を行っている。また、今年度から実施した実務実習により、学生の就職に向けての意識は確実に高められている。就職採用試験が本格化する2年次には、定期的な学内企業説明会を実施し、授業時間外でいつでも個別相談できる体制を整えている。その際、在校生1人1人の就職指導カルテを作成し、毎回の指導履歴を残し、次の就職指導に活用している。また明確に就職目標達成の時期を定め、就職率は教職員全員が把握できるように月例の全体会等でその都度報告されている。毎年入学生の動向調査は定期的に行われ、その傾向により就職支援のイベントは開催時期や回数を工夫するよう取り組んでいる。また理容・美容分野に特化した就職を第一優先にしている為、職業教育プログラムの成果も見え始め、分野外で就職する者は毎年1%~2%程度に留まっている。

安定した求人率を維持する為に、企業訪問を行い、毎年の求人動向の確認および新規企業の求人獲得などを行っている。その結果は、学生課から求人票およびレポートとして教職員全体に周知され、就職支援に役立てられている。

本分野では、就職後の離職率も問題となっている為、卒業生の定着率を調査する目的で企業訪問や本学同窓会組織「エルモサ・K同窓会」での在職状況の確認など、卒業生の追跡を積極的に行っている。しかし、卒業後何十年も経過している卒業生の追跡は困難を極め、個人情報法の法令もあり、現在も追跡方法を検討中である。また、離職率を低減させる為に在学時に卒業後1年、3年、5年10年のビジョンを教員が共有しながら学生の指導に努める事が要され、次年度に向けて準備をしている。

4-28 資格取得率の向上が図られているか

資格取得の支援として、本学では国家資格である理容師・美容師取得を基盤に実践的カリキュラムを構築しているが、その他にネイルやエステ・まつ毛エクステンション・着付け・色彩など多岐に渡る関連資格の他、一般常識の範疇でもある秘書検定などの検定・資格を在学中に取得できる体制を整えている。国家試験に関しては全国の養成施設別に合格率が毎回公表されるため、指標としては把握し易い。また国家試験以外の通常授業内で取得できる検定試験の他、難易度の高い上級資格を取得する為に、本学では専科と呼ばれる完全選択制の講座を開催し、主に資格取得を目的とした内容で指導している。その為、合格率も安定している。毎年の結果を確認し、合格率が低い場合は再度指導内容の見直しや教員指導を行い、アダプティラーニングに準じた対策に取り組んでいる。また、昨年まで包括的なカリキュラム編成が成されていなかったものに対し、メイクは3級→2級→ブライダルと技術の上達にあわせた資格を設定し、学生の興味を喚起した。今後は他の資格に対し、カリキュラムの時期や資格試験の検定期間なども考慮したカリキュラム編成を検討していく。

4-29 退学率の低減が図られているか

本学の退学者の予防に関する取り組みにおいては、様々な角度から退学者の傾向を分析し、過去の退学理由等から注意すべき情報を入学時点までしっかりと吸い上げる工夫をしている。もちろん全員とまではいかないまでも可能な限り情報を踏まえた上で、クラス分けや担任教員の能力などを考慮して学園生活をスタートして貰うように努めている。入学生は本学へは必ず目的があり入学していると考え、教育・育成を行い社会に送り出し、本業界で一生涯活躍するという一連の流れを念頭に置いている。昨年度は目標としていた低減率まで下げる事ができたが、今年度は低減できなかった。そこで一昨年前を振り返り、平成25年度より実施している以下の様な取り組みを再認識する。

- ・過去の退学者の退学理由の集計および分析
- ・クラス担任及び学年主任等の教員から他部署の人間への情報伝達・共有化

- ・教員の問題解決能力を高める講習の実施
- ・保護者との連絡を密にする取り組み（在学生保護者会の実施）
- ・学生の学習意欲向上を目的とする行事や講話の取り組み

遅刻・欠席については、担任管理のもと、学生の置かれている状況、モチベーションなど総合的な部分で関連性があると捉え、可能な限りコミュニケーションを取るようになっている。担任だけではなく、入学募集に携わった担当者も率先して、コミュニケーションを取る事により学生の背景にあるものが見えてくるケースが多い為、保護者との連携も含め、対応は迅速さを求められる。通学生・寮生など抱える悩みも異なり、一人一人に目を配る配慮が重要と考える。今年度は、教員が学年担任をスローガンに学年全体を把握し、職員でも学生と多く接する機会を自発的に持つ事を心掛け、退学者の低減に努めていく。

また、毎週実施される管理者ミーティングに於いて、情報を共有し、上記に記載した平成 29 年度の対応を継続的し、そのまま平成 30 年度以降も実施していく。昨年に引き続き、保護者会の開催時期やその内容は毎年常に検討し取組んでいく方針である。

4-30 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか

卒業生の評価に関しては、68 年以上の歴史の中で輩出された卒業生が理容・美容分野の中の様々な職種で活躍している。卒業生の中には経営者として業界に貢献している者も多く、関係諸団体の代表やグループリーダーとして概ね高い評価を得ている。これらの活躍は学校紹介のパンフレットに掲載し、HP や SNS で配信し、在校生や卒業生はもとより、入学検討者等へも周知している。

企業訪問の際には、卒業生が就職した企業にも足運び、卒業生の動向調査を行っている。今後の課題として、いかに多くの卒業生を把握する方法を模索しながらも動向調査を行っていく方針である。この取組は 4-27 でも記載した離職率の調査と並行して行っている。同窓会組織「エルモサ・K」を活用し、様々な年代の卒業生とも交流を図り、業界全体の情報交換の場に役立てている。

在校生に関しては、在学中により高度な技術に触れる機会を多く作る為、企業と連携し、校内技術コンテストや外部団体のコンテストへの参加を促している。理美容に関わる様々な部門で入賞をするなどの結果も得ている。さらに就職企業から、挨拶や話しを聞く姿勢・人間性など、社会人として必要な素養の部分で概ね高い評価を得ており、社会人教育には高評価を得ていると自負している。

4-31 卒業後のキャリア形成への効果を把握し、学校の教育活動の現場に活用されているか

卒業生のキャリア形成については、同窓会組織を通じての一斉アンケート調査を準備している段階であり、活用出来る程の十分なデータが手元に無いのが現状であるが、卒業生への企業訪問や、独立し、オーナーや技術者として活躍している卒業生など、年代や男女比にバラつきはあるものの、少しずつデータは集まってきた状態である。把握している卒業生のキャリア形成などは、現在の在校生に対し、情報を公開し、モチベーション向上のキャリアモデルとして活用している。ただし、まだこれらの取組みだけでは十分とは言えず、今後は卒業生に対し、現在の仕事の状況や満足度、在学時代の良い点、悪い点などを調査し、教育活動に反映したいと考えている。

	評価項目	適切…4 2	ほぼ適切…3	やや不適切… 1
4-27	就職率の向上が図られているか	④	3	2 1
4-28	資格取得率の向上が図られているか	④	3	2 1

4-29	退学率の低減が図られているか	4	③	2	1
4-30	卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか	④	3	2	1
4-31	卒業後のキャリア形成への効果を把握し、学校の教育活動の現場に活用されているか	④	3	2	1

① 課題

- ・就職率に関しては、学生課と学年担当教員が情報を共有しながら、誘導している。今年度はWライセンスを取得する進学者が1割強いるが、就職希望者に対するサポート体制は確りと取れているが、個々の指導タイミングは次年度にも情報共有の課題がある。
- ・退学率の低減に関しては、教職員の情報収集能力向上と対応のスピード化がより一層求められる。
- ・卒業生のキャリア形成については、昨年に引き続き、未だ調査段階であり、明確に教育活動に反映されていない。莫大なコストも必要な為、計画性が求められている。

② 今後の改善方策及び計画

- ・引き続き離職率についても調査してき、求人企業に対し、雇用体制の調査なども引き続き集計する取組みを実施し、教育活動に反映させる。
- ・退学率の動向も、今年度実施した取組みを修正しつつ、次年度以降も継続していくが様々な研修を受講して対応能力を向上させていく。
- ・卒業生のキャリア形成については、在学時により深い信頼関係を築き、卒業後も情報を提供し合える関係の構築に努める事が必要である。
- ・学生の将来のビジョンを教員間で共有させ、教員が学生の未来像を確りとイメージし、教育することを研修に於いて習熟させていく。

③ 特記事項

- ・本学では、就職率と同様に卒業生の離職率についても同等に何かしらの対策を打たなくてはならないと考えており、自己点検項目にはないが、今後も離職率の低減に対する取組みを続けていく。ただし、理容室や美容室との密なる連携が必要であり、情報共有できる体制を模索している。

基準5 学生支援

5-32 進路・就職に関する支援体制は整備されているか

就職支援においては、就職専門相談員を学生課内に設置し、学生と担任、相談員と連携し、就職支援を行う。入学当初から個別相談が可能で、授業時間外ならいつでも相談員に相談出来る体制を整えている。また取組みとして、学生課が主体となり、1学年次より就職にむけた意識付けの一環で、企業が主催するヘアショーやコンテスト見学参加を積極的に行い、職業理解も加味された卒業生の在校生に対するデモンストレーション、職業講話をプログラムに取り入れている。履歴書指導や模擬面接はもちろん、就職試験での傾向と

対策を個別対応で行い、一人一人に合わせた就職指導を心掛けている。在校生にはそれぞれ個別相談カルテが作成され、就職相談員だけでなく、担任や学年主任にも周知される。また、就職先を紹介するにあたり、企業の体力や離職状況なども含め、企業訪問等で可能な限り調査を行い、安定した就職先の斡旋を行っている。

5-33 学生相談に関する体制は整備されているか

学生相談に関しては、就職支援とは別に学生生活において、様々な問題を抱えている学生達に相談して貰えるような体制作りを行っている。教職員一丸となって対応出来るよう学生個人の状況を把握する為、他部署に渡り連絡を密にしている。学生と教職員の距離をいかに近く保つかの対策は、部課別の会議でも度々議題となっている。出席状況や遅刻などが多い学生に対しては、早めの対応を行い、クラスの中での学生の情報を担任が中心となり集め、家庭環境や交友関係、学外での状況などを把握する対策を行っている。また遅刻が多くなった学生は生活指導も含めて、担任、教務部長、校長などが個別面談を行い、校内カウンセリングを多く実施している。さらに欠席が多い学生に対しては、保護者に連絡し、現在の状況を知らせ、必要があれば来校して頂くよう徹底している。近年、精神的に不安定な学生も多く、学生1人1人に対してのきめ細やかな対応は必須となっており、学習意欲などのモチベーションが保てるよう校内行事やオリエンテーションを実施し、支援を強化している。また本学の特色である学生寮に入寮している学生達に対しても生活面も含め、都度、アンケートを実施している。

5-34 学生の健康管理を担う組織体制はあるか

健康管理に関しては、学校保健安全法に基づく健康診断を毎年6月に実施している。健康診断にて再検査や要精密検査の結果が出た学生に対しては、校医がいる病院で2次検査を受けさせるように徹底している。再検査の結果も学校に報告して貰い、在学中の健康管理を実施している。

また本学には保健室を設置し、授業中に具合が悪くなった学生や実習中に怪我をした学生に対して、応急処置を行う体制になっている。これらは学生に対する教職員マニュアルで定められており、本学の教育の特色上、鉋などの刃物で手を切る怪我が一番多い為、教員を始め、職員も迅速に応急処置が出来るようになっている。本分野は衛生分野である為、授業の中で感染症や人体、皮膚に関する衛生管理の知識、消毒に関する知識は全学科で必修となっている。さらに本学では、学園運営の寮がある為、舎監が同じ寮に寝泊まりしている。寮生の健康管理も舎監マニュアルに定められており、体調の優れない学生には病院まで付き添い24時間体制で対応している。学内にある食堂は通学生だけでなく、寮生の朝食・夕食を提供する為、栄養士のもと、栄養バランスの考えられた食事を提供し、学生の健康管理を担っている。

5-35 学生に対する経済的な支援体制は整備されているか

経済的支援に関しては、本学独自の制度及び公的な制度、民間の制度を利用する経済的支援がある。これらは全て学校紹介パンフレットや本学ホームページにて入学検討者やその保護者に対し、紹介されているが、総務部の入学相談室に所属する職員が、入学前の窓口となり、オープンキャンパスや高等学校内ガイダンス、会場ガイダンスで必要に応じ説明紹介している。本学独自の制度として「窪田特別奨学基金」を平成22年より創設し、入学時または進級時に利用でき、入学手続きなどの入学する前の進学費用として充当が可能となっている。この奨学基金は厳正な審査により採用者が決定し、適正に運用されている。

入学後の学生生活応援の一環で、特定の入試方法で入学した学生は、以下のような特典を選べる支援を実施している。

特典① 通学交通費の一部負担

- 特典② 入寮金の免除
- 特典③ 学生食堂の食券
- 特典④ 自転車駐輪場の定期代負担

また、昨今の経済事情を鑑み、平成 22 年に設置した美容学科トライチェンジコースは学生の自力進学を実現させる為の学科については、入学手続き金が初期費用として必要なく、入学後に月々学費を分納して納める事が可能である。その他、各学生の事情により柔軟に対応している。

公的な制度として、日本学生支援機構奨学金制度、国民政策金融公庫の「国の教育ローン」、東京都育英資金を必要に応じて紹介している。民間の制度としては、各銀行が実施する「教育ローン」がある。

これらの各種奨学金を入学生が利用した場合、入学後、奨学金担当や各担任達に周知され、各学生の収支を見ながら、借り過ぎていないか等の収支管理を実施している。また在校生は経済的な事に対する個別の相談も行える体制を設けており、安定した学生生活を送れる様に本学も努めている。

現在の課題として、経済的に柔軟な対応が求められる状況に合わせて、支援体制を強化した事により、経済的事由の退学者は激減したものの、毎年若干の経済的事由の退学者の対応を検討していく必要があると考えている。一つの対応策として実施しているのは、在校生にアルバイトを斡旋する取組みである。基本はアルバイトだが、学生の希望に応じて関連分野の就職先を在学中に紹介し、就職進学の形に切り替えた事例もある。

平成 30 年度より本学園の女子学生寮を対象に寮費減免制度も実施した。本減免制度は一定の家計所得を条件に本学園が運営する学生寮を最大半額近くに減免するという制度である。実施した際の反響は大きく今後も上京してくる学生に対し、有効な支援となっている。

5-36 課外活動に対する支援体制は整備されているか

課外活動支援については、本学ではヘアショーである「KUBOTA ビューティーサマーフェスタ」、江ノ島トレッキング、体育祭など学園行事に対し、クラス毎に選出されたクラス委員のもと、各クラスで自発的に取り組んでいる。また各種行事には実行委員を選出し、学生主導で行事に取り組む体制を敷いている。本学の規模ではサークルやクラブ活動が行えない、学園行事が主な課外活動として位置づけられている。これら行事に対しては、毎年予算が組まれており、各教員担当者のもと、管理されている。行事毎に実施アンケートを取り、次年度に向けての改善点や後輩達が取り組み易い体制にする為、過去の実施アンケートは図書室で閲覧できるようにしている。

5-37 学生の生活環境への支援は行われているか

生活環境については、本学は学校敷地内に学園運営の学生寮を持つ学校で、東京へ上京進学してくる学生をサポートしている。創立以来からその姿勢は変わらず、全国各地に卒業生がいるのも学生寮を運営している事に起因する。これは社会経済のニーズに向けた学園作りの証でもあり、東京 23 区内では学園敷地内に寮を運営している学校は珍しく、本学の特色の一つと言える。関東近郊以外の高等学校の教諭からも本学の環境は学生が集中して学習出来る環境が整っていると概ね好評価を得ている。指定寮のように管理・運営も外部委託の寮が多い中、本学の寮の良さとして、学校生活と一体となった快適な生活を送れる様、施設が整備されている。現在、2 棟の女子寮を運営しており、約 70 名の学生が生活を送っている。全ての学生寮はオートロックが完備され、24 時間防犯カメラや舎監が駐在し、学校外での生活上でも病気・怪我が発生した場合、各学生寮の舎監が病院に付添うなどが定められているマニュアル「寮生規則」を備えている。また、入院が必要な病気をした際には保護者へ速やかに連絡を取るような体制にもなっている。舎監は総務部内に所属する本学の正規職員として各寮に配置されている為、細かい部分まで行き届いていると自負している。食

事に関しては朝・夕と本学の学食「デリカ・マードレ」で食べる事ができ、栄養バランスの考えられた食事を食べる事ができる。学食の職員も総務部内の正規職員である。昼は通学生も含めて学食で食事を取る事ができ、パンなどは毎朝生地から作り、焼き立てのパンを提供している。本学の学生寮は、昼間課程・夜間課程の学生が生活しており、異なるサイクルで生活しているが、寮生についてはアルバイト先等も舎監が把握しており、生活の乱れが無い様、各学生の環境に合わせた各寮で在学中、快適で安心・安全な生活が送れるよう支援している。男子学生については指定寮や学生マンション、さらにアパートまで紹介する体制を整えている。

5-38 保護者とは適切に連携しているか

本学では保護者連携に積極的であり、入学前には保護者説明会、入学後も保護者会を定期的実施し、学生が現在どのような学生生活の状況や就職活動などについて、学年により保護者会の内容変えている。また担任との個別面談も保護者会の都度実施している。保護者とは可能な限り連携を密にする取組みは、本学では以前より実施している事で、教員達の教育指導マニュアルや新任教員研修の中でも「保護者への対応」という項目で研修を実施している。保護者への連携の一例として、本学ではかなり長い期間に渡り、各期に保護者向けに在校生の成績通知書を送付している。出席状況や成績、さらに学費未納などの学生においても保護者との連携は必須と考えており、来校を依頼するケースや保護者が多忙な場合、家庭訪問も実施するケースもある。今後の課題として、保護者会への参加人数を増やす方法を検討中であり、昨今の退学者の多くが家庭環境に問題を抱えているケースも少なくない為、より学校と保護者の連携を密にすることが必要と考えている。

5-39 卒業生への支援体制はあるか

卒業生に関しては、同窓会組織「エルモサ・K」があり、年二回の会報誌の発行や年に一度、同窓会を企画・実施している。業界での様々な情報交換の場として活用するほか、学校から卒業生へ情報を発信する時にも有効に機能している。その他、卒業生支援として、万が一、国家試験に不合格となった卒業生には無料の講習会を実施し、合格へのサポートは半永久的に受ける事が可能である。また再就職支援サポートも本学卒業生であれば、国家試験のサポートと同様に活用できる体制を整えている。業界で活躍する卒業生オーナーには、求人サポートも行っており、本学で行う校内企業説明会などに参加できる支援を行っている。本学では、卒業生が一生涯付き合える学校になる事を一つの目標としており、卒業生が気軽に来校できる環境を整えている。

今後の卒業生へのアプローチとして、卒業生が在学当時にカリキュラムに無かった資格などの講習会や一定期間本分野を離れて仕事をしている卒業生に対しての技術講習会、さらには国家試験を取得していない状態で一定期間空いている卒業生への試験講習会など同窓会組織を通じて発信できるよう計画中である。また、同窓会組織を通じて、遅れていたアンケートの実施を平成 28 年度は計画しており、その内容を現在の教育活動に活用し、また卒業生達には同窓会会報誌を介して、現在の在校生が考えている内容のアンケート情報を提供し、お互いに情報を提供し合える関係性を作っていきたいと考えている。

また近年、在学時の借りていた様々な奨学金を返還できないでいる卒業生に対し、情報を発信し、その原因や就労支援などを検討している為、多くの情報提供を卒業生に対し、平成 29 年度以降発信している。

5-40 高等学校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組みは行われているか

高等学校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組みは、主な取組みについて記載する。一例目は、宮城県私立東北生活文化大学高等学校の美術コースを対象にした体験型授業と講義型授業を実施している・体験・講義型授業において本学が担当するコースは、理容・美容分野である。教員及び当

該高等学校出身の本校学生と出席し、本校分野の技術であるヘアメイク・まつ毛エクステンションなどその年により実習内容は異なるが、体験実習を通じ、「人をきれいにする職業」についてのキャリア教育・職業教育である。また当該高等学校の学生も本学の「KUBOTA ビューティーサマーフェスタ」に参加して貰い、実習体験した技術でどのような変化が起こせるかを自身で確認して貰う試みを実施している。二例目は、千葉県私立安房西高等学校の希望者を対象に、当該高等学校の学園祭に教員が参加し、理容・美容分野で実習ブースを出展する。参加した学生に本分野の技術であるカットやヘアエステ、ネイルなどを体験して貰い、本分野の職業理解を求めるといったキャリア教育・職業教育である。その他、東京都私立堀越学園高等学校や東京都私立八王子実践高等学校なども同様に本分野の様々な技術を通じてのキャリア教育・職業教育を実施している。

また本項目には該当しないが、本学の所在する中野区にある中野区専門学校協会を通じ、中野区にある各専門学校と協力し、地域の中学校に対しても、キャリア教育・職業教育を実施している。近年では、このような活動が広がり、周辺地区の小中学校からもキャリア教育・職業教育の依頼が届くまでになっている。

	評価項目	適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
5-32	進路・就職に関する支援体制は整備されているか	④	3	2	1
5-33	学生相談に関する体制は整備されているか	④	3	2	1
5-34	学生の健康管理を担う組織体制はあるか	④	3	2	1
5-35	学生に対する経済的な支援体制は整備されているか	④	3	2	1
5-36	課外活動に対する支援体制は整備されているか	④	3	2	1
5-37	学生の生活環境への支援は行われているか	④	3	2	1
5-38	保護者とは適切に連携しているか	④	3	2	1
5-39	卒業生への支援体制はあるか	4	③	2	1
5-40	高等学校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組みは行われているか	④	3	2	1

① 課題

- ・学生に対する経済的支援については、学園独自の制度があるが周知しきれていない。
- ・卒業生に対し、在学時とほぼ同じサービスを受ける事が可能となったが、取組み自体が卒業生に周知出来ていない。
- ・卒業して奨学金が返済できない学生が出てきている。

② 今後の改善方策及び計画

- ・今後、経済的問題にはより柔軟に対応していく体制を整えつつ、延納・分納に対し、正当な理由があるか否かの判断をするべく、学生・保護者とのコミュニケーションを図りながら対応していく。
- ・卒業生に対し、再就職支援や理美容業界復帰サポート、既卒者向け国家試験講習などの取組みを周知し、今後もさらに支援策を検討していく。
- ・奨学金返済が滞っている卒業生に対し、情報呼びかけ上記に記載した再就労支援などを実施していく予定。
- ・新たな経済的支援制度として、寮費減免制度を平成 30 年度より実施した。

③ 特記事項

基準 6 教育環境

6-41 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか

本学の教育環境は、教育目的を効果的に達成出来るよう整えられており、本館と新館の 2 棟で教室や実習室などの教育施設、さらに新館には寮施設も付帯しており、一つの敷地内でコンパクトにまとまっている複合施設である。教育および学習に必要な環境を学生に提供する為、定期的なメンテナンスを実施している。施設だけでなく、設備においても同様で、経年劣化に伴う設備は計画的に導入・改善を行っている。

本学の分野に必要な実習室や教室は指定養成施設として定められている広さなど法令に則しており、着付け室やエステ実習室、円形ホール「K ホール」、体育館・図書室などその施設は教育環境に必要な学校として必要な条件を満たしている。また、快適な学生生活を過ごせるよう学生食堂・ラウンジを整えており、学生の満足度に応える施設も充実させている。設備においても社会のニーズや教育方法の変化、発展に合わせて改善できるように今後も取り組んで行く方針である。本学の施設・設備は在校生やオープンキャンパスにおけるアンケート（入学希望者やその保護者）でも非常に綺麗であるという回答を多く頂き、衛生分野としての清潔感は、在校生の校内清掃からも保たれていると考えている。本分野は就職後も清掃は自分自身で行う事が当然である為、技術以外にも社会人として即戦力になれる教育を行っている。

現在は平成 16 年に建て替えを行った本館施設・設備に少しずつ修繕や機械設備の入れ替えが必要な箇所がある為、緊急性を要しない場合、年度の初めに補修修繕計画を立て、計画的に実施している。平成 27 年度はエステティック技術の授業で使用する複合機の買い替えを実施し、平成 28 年度は、学校の全面改修工事を行う準備を実施した。新たに会議室やカウンセリングルームを備え、学校としての設備充実を図った。

平成 30 年度より理容・美容修得者課程を設置する為、カウンセリングルームを理容学科教室に戻し、理容・美容ダブルライセンスコースを設置した。また学園本館の空調工事を平成 30 年・平成 31 年の 2 ヶ年に分けて空調設備取替工事を実施する計画である。

6-42 学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等については十分な教育体制を整備しているか

学外実習は、本学では教育方針・教育目標に沿った内容で位置づけを行っており、具体的には、企業および諸団体主催のコンテストの参加や本校独自の映画撮影現場でのメイク実習、ブライダルの授業では結婚式場の見学など行っている。さらには、本学では海外研修実習が、理容学科・美容学科の全学生は必修となっており、フランス・イタリアでの学外実習を実施し、パリのロレアルアカデミーで講習を受講している。平成 29 年度の海外研修では、パリのウエラアカデミーでの研修を初めて実施した。また全ての学科で単位認定はされる訳ではないが、ボランティアとして、本学周辺の高齢者福祉施設、病院などに行き、実習を行うことにより、地域社会に貢献すること共に実質的に学生達にとっては貴重な実践型実習の場となっている。また企業連携した一つの校外実習としては、毎年、成人式の着付け・ヘアメイクを企業が学生に事前に講習を行い、成人式当日、企業側が用意したヘアメイク・セット会場で実習を行っている。

インターンシップについては、理容師・美容室以外でネイル・メイク・エステなど就職先が多岐に渡る事と、職種によってはインターンシップ制度が未成熟な職種もあり、学生のニーズ及び実習先となる企業とに差異が生じる事が多く、平成 10 年以降実施していない。その分、学外実習で実践的な実習を多く取り入れる努力をしている。また、就職企業により就職前の在学中にサロンワークを実施する企業も増加している状況でもある。平成 28 年度では、まずテクニカルスタイリスト科アーティストコースのインターンシップ実施した。

平成 29 年度では、昼間課程の理容学科・美容学科の両学科において、約 20 数年ぶりにインターンシップ実習を実施する計画が立ち上がり、平成 30 年度より受入企業と連携しインターンシップ実習を実施した。インターンシップ実習再開のこうした背景には、理容学科および美容学科が職業実践専門課程に認定されており、企業と連携した実践的な授業を展開する学科に即す目的でもある。

6-43 防災に対する体制は整備されているか

防災対策に関しては、東日本大震災の教訓も踏まえ、本学の新たな「緊急時マニュアル」を作成し、大規模災害、火災などの二次災害に対応できる見直しを行った。本学では学生寮も同敷地内にある為、各学生寮に対応マニュアルを設置し、周知を図ると共に年に一度行われる避難訓練を踏まえ、避難経路の再確認は定期的に行っている。備蓄品に関して計画的に購入はしているものの、在校生全員分に関してはまだ確保出来ておらず、消費期限の問題も含め、検討中である。平成 25 年 11 月には、警視庁が中心となり、中野区の企業（KIRIN、栗田工業）や大学法人（明治大学、帝京平成大学）などが地域防災を目的としたボランティアチームを結成し、本学でも「KBT お助け隊」というボランティアチームを発足させた。警視庁や中野区長と調印式を行い、本格的なボランティア活動を開始した。平成 29 年度も 6 月に実施され、企業を含め、大学も参加し、消防庁も参加する大規模なものになった。

6-44 教育活動中の安全対策について整備されているか

教育活動中の安全対策については、本分野は鋏やレーザーの刃物からカラー剤やパーマ液などの薬品を扱う実習もある為、取り扱いには教科書を含めて安全確認が常に行われている。さらに消毒や感染症などの知識も学習範囲の中では必修である為、インフルエンザなどの感染症の知識と、予防についても改めて注意を促すように努めている。本学の教育活動中で一番多い事故が鋏などの刃物で手を切る事故である。この事故に関しては年々減少しているが、発生した際には、常に救急箱は職員室に常備しており、手当も円滑に出来る体制となっている。通院が必要な場合にも教職員と一緒に病院に行く手順の記載された応急マニュアルがあり、安全対策を整えている。また、学生傷害保険については、教育活動中はもとより、通学中でも対応できる東専各の学生傷害保険に入学者全員が加入している。希望者は学生グループ総合保障制度や学生事故補償制度賠償補償プランなど任意保険にも加入している。

	評価項目	適切…4 ほぼ適切…3 やや不適切… 2 不適切…1			
		6-41	施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか	④	3
6-42	学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等については十分な教育体制を整備しているか	④	3	2	1
6-43	防災に対する体制は整備されているか	④	3	2	1
6-44	教育活動中の安全対策について整備されているか	④	3	2	1

① 課題

- ・インターンシップについては次年度の平成 30 年度より実施する計画であるが、久しぶりの再開の為、連携企業との実習内容の招合せが十分ではない。
- ・本館空調設備が本館立替より 16 年経過し、経年劣化している。

② 今後の改善方策及び計画

- ・平成 30 年度のインターンシップ実習に向け、受入連携企業との打合せを強化する計画でいる。
- ・平成 30 年・平成 31 年の 2 カ年計画で本館の空調設備を交換する計画を立てている。

③ 特記事項

基準 7 学生の募集と受け入れ

7-45 学生募集活動は、適正に行われているか

学生募集広報活動においては、入学相談室 6 名が中心となって学生募集活動を行っている。本学の学生募集活動は、志願者の立場に立ち、東京都専修学校各種学校協会のルールに基づき実施している。学生募集の主な方法として、オープンキャンパスや高等学校内・会場での説明会、各種媒体誌、自校のホームページとなり本年は、ホームページからの資料請求者が増加した。本学の学生募集のスタンスは高等学校教諭や進学検討者およびその保護者の理解の上に成り立っていると考え、卒業生の報告活動や学校紹介を目的とした高等学校への訪問活動を通して構築している。各学科の設定は、それぞれ目的と特色が異なる為、入学検討者に大きな混乱を招く心配はないと考えている。

出稿原稿や説明表現においては、明瞭かつ真実性・公平性に基づいて行うよう徹底している。本学では、公表する数値に関しては、可能な限り、実数での表現を心掛けている。もちろんパーセンテージ表記を求められる場合はそれに応じて対応している。オープンキャンパスでは体験実習も含めて基本的には個別対応を心

掛けており、保護者向けの説明会を行っている。また、経済的負担を考慮し、体験入学参加者への交通費の補助を実施している。これについては、特に地方の高校生、保護者からは業界の中心である東京に来る良いきっかけになったと高い評価を得られている。オープンキャンパス参加者については保護者に至るまでアンケートに協力を頂き、関心のある項目を毎年集計し、学校パンフレットなどに反映させている。入学希望者本人の意思と保護者の理解を募集段階から尊重し、高等学校教諭への本学に対する理解を求めながら広報募集活動を行っている。上級学校としての責務を果たす為、高等学校との連携には重きを置いている。

入学選考については、推薦入試、特別推薦入試、短大生・大学生・社会人入試、一般入試を実施しており、留学生に対しては、外国人入試を実施している。他の教育機関が当然のようにAO入試を実施している中、本校は、高校生の進路が早く決まる事を必ずしも良い事とは考えておらず、本人、保護者が本校を理解した上で出願が満たされる特別推薦入学を実施しているためAO入試は実施していない。

そうした入試形態を設ける事により入学後のミスマッチを避け、休退学者の減少に繋がるよう配慮している。選考については、オープンキャンパス、学校見学などに参加した状況を個別に管理し、入学意欲や熱意など総合的に判断し、適正かつ公平に実施されている。

外国人入試については、主に読解能力に重点を置き、筆記試験、ヒアリング試験、作文等を実施し留学生については入国管理局からの指導されている項目を満たす生徒について入学を許可している。」

平成29年度においてテクニカルスタイリスト科アーティストコースについては募集を停止する計画でいたが、平成30年度の修得者課程の設置を計画している為、アーティストコース内のカリキュラムを刷新し、存続を決定した。

また平成30年度の9月以降からオープンキャンパスの回数を増やし、通常の体験実習に加え、学校説明会などを新たに加え、一定数の参加者を得られた。

7-46 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか

教育成果に関しては、リアルタイムで開示し易い、ホームページが使用されている。今後、入学希望者への情報提供という観点から、ホームページなどへは情報開示量をさらに増やしていく方向で検討中である。しかし、就職者実績の掲載など個人情報の取り扱いについても留意して実施しなければならない為、法令遵守を最優先に慎重に公開していく予定である。7-45でも述べたように、出稿原稿や説明表現においては、明瞭かつ真実性・公平性に基づいて行うよう徹底している。本学ではまた、学納金は入学から卒業までに必要な総額表記をホームページや募集要項で周知し、正確な情報の周知を行っている。年間のみに必要な学納金だけでは、奨学金などを利用する学生にとっては、誤解を招く恐れがある為である。また、費用の総額だけでなくその費用がいつ必要なのかも記載し、家計のトラブルも未然に防げるよう対応している。入学検討者やその保護者に対してだけでなく、高等学校教諭に対しても詳しく公表している。

7-47 学納金は妥当なものとなっているか

学納金については、施設・設備および授業カリキュラムに見合う適正な金額を設定している。近年の18歳人口の減少や社会情勢を踏まえて修正する事は困難になってきており、また国の教育ローンや日本学生支援機構の奨学金を使用する入学者も年々増加している。さらに本学独自の奨学基金の申込者も増加している。本学では学費について募集要項ではもちろん、ホームページ上でも教材費やその他の費用についても明確に示し、入学から卒業までに必要な諸費用を一括表示している。

学納金の設定は主な指標として、教育的指標と経営的指標、さらに全国的に設定されている学納金の相場と加味して、定められている。教育的指標とは、教育活動を行う為に必要費用の事を指し、施設・設備の維持費や教育活動の為に必要な支出、教員や講師の人件費、さらに教材費等は、この指標に含まれる。経営的指標は、それ以外に本学を維持する為に必要な支出、職員等の人件費や本学を充実させる為に必要な費用等で分類している。また以上の指標に加え、同分野校の学費とも比較をし、適正である事を確認している。学納金の一括表記は募集要項でも本学ホームページでも公開しており、入学検討者やその保護者に対し、誤

解無きように周知している。学納金の設定は、各学科で修業年限や教育内容が異なる為、それぞれの学科で実施している。

学納金に関する情報管理は、経理システムや総務システムで行われており、学生個人の在校生情報とともに期ごとの納入実績も併せて確認できるようになっている。また入学辞退者に関しても規定の期日前ならば、入学選考料、入学金を除いて返還している。上記の内容は、本学「学則」にも規定されている。

今後検討されるべき内容としては消費税増税に伴う、各学科の教材費の問題があげられる。

また平成 31 年度以降に計画されている高等教育の無償化を受けて、その対象となった学生に対しての学費納入の方法なども検討していかなくてはならない。

	評価項目	適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
7-45	学生募集活動は、適正に行われているか	4	③	2	1
7-46	学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか	④	3	2	1
7-47	学納金は妥当なものとなっているか	④	3	2	1

① 課題

- ・テクニカルスタイリスト科の学生数減少の問題
- ・消費税増税により、学費、教材費など変更する必要があるのか確認する必要がある。
- ・平成 31 年度以降から始まる高等教育の無償化への対応

② 今後の改善方策及び計画

- ・テクニカルスタイリスト科についてはアーティストコースの内容を美容科取得者課程に対応したカリキュラム変更を行い、内部進学生の増加を期待する。
- ・教材については、無駄のないよう精査し早めに決定をする。
- ・無償化については引続き情報を収集し、適切な対応をする。

③ 特記事項

基準 8 財務

8-48 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか

学校運営の財政基盤において求められる安定性を第一優先に考え、中期・長期的な運営基盤の構築に努めている。教育に必要な設備や教務体制の強化を図りバランスの取れた基盤づくりを念頭においている。近年では 18 歳人口の減少、キャリア教育を主眼に据えた教育が主流と言われている中で、大学進学を主体としている高等教育、新設校の増加など様々な環境の中、学生確保は厳しく、専修学校全体で取り組んでいかなければならない問題に直面していると考え。このような中で、平成 23 年に竣工した学生寮を建設する際に、要した費用は一部短期借入金として平成 28 年には完済予定であったが、日本の金利政策を見ながら柔軟に対応する予定である。既に借入金残額に相当する資金を運用し、返済費用圧縮を図っている。学校の安定的な財務基盤を強化する為、各種資金の積み立てや取り崩しなどの整理を実施し、次年度以降教育活動必要経費や施設・設備の修繕費用等も確保している。資産運用や整理を実施し、教育活動に差し支える事は全くないが、内部・外部の要因に左右されない安定した財務基盤を安定させる為には、一定数の入学者の確保は必要だと考える。

8-49 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか

予算・収支編成を適正に行う為、本学では月例の経営会議の中で月次のキャッシュフローを資料として配布する。月次の経営会議には、理事長・校長を始め、各部課長が出席するが、各部署の予算管理も行う管理者でもある為、常に予算消化率を意識づける為、予算に基づいた各項目の進捗状況を把握している。主に月次のキャッシュフロー収支を把握し、運営計画に基づいた各事業計画の進捗状況に併せ、計画通りに予算収支が消化されているかを確認している。予算対比率、年度対比率、構成比率などの進捗度を月次で比較することでより、学校の収支状況が見え易くなる。学校会計は基本金の組入れなどの一部特殊な会計法規のもと計算書類・財務諸表が作成される為、一般的な計算書類との比較がし難い。資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録が主な書類になるが、補足的な資料としてキャッシュフロー計算書は必須書類と言える。現在はこのキャッシュフローの収支の増減で財務収支がある程度把握できるよう月例の経営会議で説明を行い、予算・収支計画をより有効な計画している。専修学校において一番大きな財務的リスク要因は入学生数の増減による不安定な収入状況にあると考える。これらを考慮した上で、本学では、年度予算及び中期事業計画、さらに学校の事業目標と擦り合せて、適正かつ妥当な収支計画が立てられていると考える。安定的な学校運営を続ける為、経理部は次年度の収入予定額を試算し、そこから固定費や人件費などを差し引いて、予算配分可能な金額を算定している。そこには教職員の雇用や教育活動に影響を与えるリスク排除は徹底されている。各事業計画した内容と予算計画を精査・調整を行い、全体的に整えたものを経理部責任者が理事長・校長に報告する。その後、理事会・評議員会で承認を得て、予算・収支計画が執行されていく流れとなっている。

8-50 財務について会計監査が適正に行われているか

財務における会計監査については私立学校法の規定に基づき、本学の外部監事 2 名により会計監査が実施されている。本学の寄付行為にも会計監査の規定が定められており、会計年度終了後の 2 カ月以内に監事が作成した監査報告書が理事会及び評議員会に提出され、報告・承認を受けている。この一連の会計監査の中で、監事は計算書類である資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録に基づき、適正に計算が行われているかを監査し、監査報告書を作成している。外部監事が問題と指摘した点や留意事項を指摘する場合は、訂正を行っている。このような流れから本学の会計監査は極めて適正に行われている。

8-51 財務情報公開の体制は整備されているか

財務情報の公開に関しては、私立学校法 47 条に基づき、利害関係者へ財務情報の公開を実施している。理事会・評議員会で承認を受けた当該年度の計算書類の他に、総務部がまとめた各部署の事業報告書および監査報告書を公開できる体制を整備している。閲覧を希望する場合、本学に来校の上、閲覧目的を記入する閲覧申請の手続きを取るよう本学では定めている。平成 25 年 12 月に財務情報をホームページに公開した。

	評価項目	適切…4 不適切…1	ほぼ適切…3	やや不適切…2	
8-48	中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか	④	3	2	1
8-49	予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか	④	3	2	1
8-50	財務について会計監査が適正に行われているか	④	3	2	1
8-51	財務情報公開の体制は整備されているか	④	3	2	1

① 課題

- ・中長期的に学校の財務基盤は安定しているが、様々なケースのリスクマネジメントの必要性を感じている。
- ・情報公開について、事業報告書についてはホームページへの公表には至っていない。

② 今後の改善方策及び計画

- ・首都直下型の地震などが発生した場合など、学校運営を続けていく上、今後はリスクマネジメントの強化体制を実施していく。
- ・現行の会計監査以上に適正に実施していくには、公認会計士による監査以外無い為、今後はその実施可能性についても検討していく。
- ・事業報告書の公開については平成 31 年度の公開を目指している。

③ 特記事項

基準9 法令等の遵守

9-52 法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか

本学では、建学の精神にあるように法令等の指定学科がその基本として立ち上がっている学校であり、学校基本法、学校教育法、専修学校設置基準に基づき、学校法人化された。本学は学校法人であると同時に理容師および美容師の国家資格を受験する為の厚生労働大臣指定の養成施設でもある為、理容師・美容師養成施設指定規則等の関係法令も遵守されている。

寄付行為、学則等についても監督官庁に届出て許可を得ている。様々な諸手続きについても遅滞なく行うように心掛けているものの、少人数で行っている為、一部申請手続きや届出が遅れてしまう事もあった為、所管先からの指導のもと、徹底して実施できる体制を整えていく。また同様に指導所轄庁でもある関東信越厚生局への届け出等についても徹底していく。

本学が遵守し、法令・基準等に基づいて実施している手続きの一部であるが、以下の通りである。

①私立専修学校設置基準等に基づく法令手続き（文部科学省所轄）

- (1) 寄付行為及び学則に係る手続き
- (2) 学校基本調査
- (3) 校地・校舎の増減に伴う諸手続き
- (4) 自己点検・評価
- (5) カリキュラム・授業時間数等変更に係る届出
- (6) 担当科目を指導する教員に係る資格
- (7) 健康診断
- (8) 資産総額変更登記
- (9) 海外渡航安全届
- (10) 教員・職員採用・解職届

②理容師・美容師養成施設指定規則等に基づく法令手続き（厚生労働省所轄）

- (1) 現況調査票・自己点検
- (2) 教室等の使用目的変更
- (3) 入所者・出所者の報告
- (4) カリキュラム・授業時間数等変更に係る届出
- (5) 担当科目を指導する教員に係る資格・規定
- (6) 実習室に備えておくべき実験器具
- (7) 往復文章綴り
- (8) 健康診断
- (9) 実習室・教室の広さに係る規定
- (10) 教員・職員採用・解職届

以上が遵守している法令の一部である。本学では2つの所轄庁の基準を全て適正に満たしている。同じ基準項目でも、その基準は僅かな範囲で異なっており、届出様式も異なる場合もある。

また、上記の法令以外に一般的な事ではあるが、本学の学生は20歳前後の在校生が殆どである為、未成年の飲酒や喫煙に関しては当然法律違反である為、入学時に徹底される。本学の学生生活を送る上で学則的役割をもつ規則の「学生心得」でも違反規定として、懲罰の対象として周知徹底している。

9-53 個人情報に関し、その保護の為の対策がとられているか

個人情報保護法については、法律制定時の平成 15 年度から教職員全体に研修会を行い、学校運営上で取り扱う個人情報について管理している。本学では個人情報保護方針として「個人情報の保護に関する法律」および「プライバシーポリシー」についてもホームページや学校紹介パンフレットに記載している。

学校は個人情報が数多く存在する場所である為、具体的な保護の対策として、本学では教職員に対しては、入職時および退職時の 2 回、必ず個人情報に関する誓約書に署名・捺印を貰う事を実施している。また、入学生についても合格後に発送する書類の中に、個人情報に関する誓約書を署名・捺印を貰っている。取引業者について、現在では当然の様に個人情報に関する誓約書などは新規取引する際に取り交わしているが、法律が施行される以前から取引のある企業にも誓約書を取り交わし、情報の漏えい防止に努めている。

現在、懸念されているのが、本学で稼働している基幹システムのセキュリティについてである。年度を追うごとにシステム内のデータ件数は膨大になる為、平成 26 年度にはセキュリティ部分の不安を解消する目的でネットワーク関係のインフラ整備について準備を実施した。平成 27 年度ではマイナンバー制など新しい管理体制が敷かれる為、情報収集しつつ対応していく予定である。また個人情報漏えいの為の保険制度など検討している。

9-54 自己点検評価の実施と問題点の改善を行っているか

平成 19 年の学校教育法及び同施行規則の改正により、自己点検・自己評価の公表が義務付けられて以来、本学では自己点検・自己評価について、当初は独自の基準で実施していたが、諸団体の自己点検報告書の研修会等に参加し、その基準も「私立専門学校等評価研究機構」が推進している様式へ修正され、準拠する形となった。自己点検評価の実施体制としては、平成 25 年度からは、文部科学省からの自己点検様式にさらに修正され、全部署が実施の把握を行っている。自己点検評価の結果を受けての問題点の改善は、改善出来た項目、そうでない項目とあり、前年度に比べ、飛躍的に改善されている項目もあるが、そうでない項目も存在するため、自己評価結果を形骸化させない為にも今後、「自己点検評価委員」が中心に組織的に問題点の改善に努めていく体制を強化していく。

9-55 自己評価結果を公開しているか

本学の自己点検評価結果については、平成 25 年 12 月より本学ホームページへ評価結果を公表し、自己評価・第三者評価を実施しているモデル校を参考に、より良い開かれた学校づくりに着手している。また平成 26 年 1 月には「私立専門学校等評価研究機構」の正会員となり、学校評価に対する取組みを強化し、今後の計画として、第三者評価を受ける体制だけは整え、準備だけはしていく方針である。

	評価項目	適切…4 ほぼ適切…3 やや不適切…2 不適切…1			
		④	3	2	1
9-52	法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか	④	3	2	1
9-53	個人情報に関し、その保護の為の対策がとられているか	④	3	2	1
9-54	自己点検評価の実施と問題点の改善を行っているか	4	③	2	1
9-55	自己点検評価結果を公開しているか	④	3	2	1

① 課題

- ・自己点検評価を実施はしているが、問題点の改善については修正できていない項目がある。
- ・自己点検評価結果の一部が形骸化し始めている。
- ・提出期日を守れていない部分もある。

② 今後の改善方策及び計画

- ・平成 30 年度内に自己点検評価委員を中心に自己点検評価の位置付けを明確化させ、平成 31 年度に向けて問題点の改善に学校全体で取り組んでいく。
- ・もともと第三者評価は検討していたが、現段階ではいつでも受けられる準備だけはしていく方針である。実施する可否の決定は慎重に協議していく。

③ 特記事項

基準 10 社会貢献

10-56 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか

本学の平成 27 年度の運営計画も前年度に引き続き、地域社会貢献活動の一環で、東京・中野区を中心に都内 5 施設の病院や特別養護老人ホーム・高齢者福祉施設で学生がカットやメイク・ハンドマッサージなどの技術を提供している。地域社会に根差した学校づくりを目指す為、積極的に本分野の学生が貢献できる活動に参加している。地域のお祭り・高校の学園祭へのデモブース出店や地域防災活動への参加も学校を挙げて実施している。

本学の施設においては、教室やホールなどは試験会場や諸団体の研修などの目的で貸し出されている。平成 25 年度の実績としては、NPO 法人日本ネイリスト協会、一般社団法人眉目美容協会、協同組合理容芸術協会 (HSA)、美容協同組合日本ヘアデザイン協会(NHDK)、東京都美容衛生同業組合、株式会社栄光(栄光ゼミナール)、株式会社ナガセ (東進ハイスクール) などが利用している。

10-57 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか

本学では学生のボランティア活動については学校全体で取組むように努めている。以下はその活動の一部である。10-56でも記述したが、地域社会貢献活動の一環で、東京・中野区を中心に都内5施設の病院や特別養護老人ホーム・高齢者福祉施設で学生がカットやメイク・ハンドマッサージなどの技術を提供している。また地域の小学校や中学校でも、キャリア教育の一環として理容・美容に関する職業の紹介や体験授業などの依頼も多く、カリキュラムに支障の無い範囲で本学教員や学生が講話や体験授業などを実施している。

本学の理事長は中野区専門学校協会の会長をしており、中野区内において分野の異なる10校の専修学校で地域の中学校に対して、キャリア教育を積極的に実施している。

さらに本学では、平成14年より継続している富士山清掃ボランティアを実施していたが、平成27年度より江ノ島海岸の清掃活動に変更している。

平成25年11月には、警視庁が中心となり、中野区の企業（KIRIN、栗田工業）や大学法人（明治大学、帝京平成大学）などが地域防災を目的としたボランティアチームを結成し、本学でも「KBTお助け隊」というボランティアチームを発足させた。警視庁や中野区長と調印式を行い、本格的なボランティア活動を開始した。しかし学生の自主活動の支援という部分ではまだ十分とは言えず、具体的にどのように奨励・支援が実施可能かは今後、検討課題である。今後も社会地域に貢献できる取り組みに関しては積極的に参加していき、本学理念に基づく人物像を育成していく方針である。

平成29年度に至っても地域防災ボランティアの活動を続け、平成30年度に学校に対し、野方警察より感謝状を賜った。

	評価項目	適切…4 ほぼ適切…3 やや不適切…2 不適切…1			
		④	3	2	1
10-56	学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか	④	3	2	1
10-57	学生のボランティア活動を奨励、支援しているか	4	③	2	1

① 課題

〔 ・学生ボランティア活動の支援という部分では、十分とはいえない 〕

② 今後の改善方策及び計画

〔 ・今後も引き続き、本学がどのような形で社会貢献に参加できるかを検討し、実施できるボランティアがあれば、積極的に取り組んでいく。また学校でも奨励・支援していく体制を在校生に周知していく。 〕

③ 特記事項

〔 〕

基準 1 1 国際交流

11-58 国際交流を実施出来ているか

本学では、理容学科・美容学科は海外研修実習が必修となっている為、その研修の中で国際交流プログラムを実施している。平成 19 年より研修先となるフランス・パリ市東部のクロミエ市にあるジュール・フェリーの高校に行き、国際交流を実施している。内容として着付けやビジュアルメイクなど、日本発信の最先端の文化情報及び日本の伝統文化を伝えるもので、近年では、現地の高校生だけでなく、クロミエ地区市長や地区職員も参加する規模に発展している。その交流は現地の新聞にも取り上げられるまでになり、今後、パリ市内の大学やパリ市内の高齢者福祉施設にその交流・ボランティアの輪を広げる方向にある。

平成 27 年は出発直前のテロで中止となり、翌年の平成 28 年 11 月には情勢を踏まえ、イタリア・ミラノの美容専門学校・ファッション学校を訪問し、国際交流を実施した。

平成 29 年度では 2 年ぶりにパリに研修先を戻し、モー大学及びジュール・フェリー高校と国際交流を実施した。さらに平成 30 年度ではサンローラン高校との交流会を新たに開始した。平成 31 年度もパリでの研修を実施する予定である。

11-59 留学生の受入れ、派遣について戦略を持って行っているか

本学では留学生に関して、入学希望の留学生についての受入れを積極的に実施していく計画はある。本学は留学生の受入れについては優良校となっており、実績もあるが、計画が進まない理由として、本分野を卒業しても日本での就労が出来ないという事実が挙げられる。理容・美容分野では入国管理法上、就労ビザが取得できず、日本での就業が困難である為、本学が掲げる教育理念・目的と相反してしまう。日本での就職斡旋が困難である以上、入学希望者には本国に帰国しての就業を前提に入学を許可しているのが現状である。

評価項目		適切…4	ほぼ適切…3	やや不適切…2	不適切…1
11-58	国際交流を実施出来ているか	④	3	2	1
11-59	留学生の受入れ、派遣について戦略を持って行っているか	4	③	2	1

① 課題

- ・本分野における留学生は、日本での就労が出来ない。
- ・留学生に対する支援体制が万全とは言えない。

② 今後の改善方策及び計画

- ・今後留学生に対しては、「受け入れない」という方針で決定するのではなく、様々なアプローチで可能性を検討していく方針である。
- ・平成 30 年度も留学生の可能性について情報収集を実施した。

③ 特記事項